

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月2日
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 村上 雅彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	小濱 公哉
【電話番号】	03-6447-6147
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型 （ブラジルリアルコース） 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型 （インドルピーコース） 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型 （中国元コース） 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型 （ネクストBRICS通貨コース）
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額 各ファンド毎に上限5兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】**(1) 【ファンドの名称】**

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）
日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）
日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）

・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）」を「ブラジルリアルコース」、「日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）」を「インドルピーコース」、「日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）」を「中国元コース」、「日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）」を「ネクストBRICS通貨コース」ということがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益証券です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
 - ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
- 委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、5兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率およびスイッチング手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

① 申込手数料

- ・販売会社における申込手数料率は3.675%（税抜3.5%）が上限となっております。

② スwitching手数料

- ・本書提出日現在、販売会社におけるスイッチング手数料はありません。

※以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）

日興マネー・アセット・ファンド

(6) 【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成25年5月3日から平成26年5月2日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加

設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****(1)【ファンドの目的及び基本的性格】****① ファンドの目的**

主として、新興国の様々な資産に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

② ファンドの基本的性格**1) 商品分類**

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり ()
一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)	アジア		
社債				
その他債券	年12回	オセアニア		
クレジット属性 ()	(毎月)			
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(株式、債券、不動産投信)))		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、債券、不動産投信）））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、債券および不動産投信に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ ファンドの特色

1 成長著しい新興国の社債、株式、不動産に投資を行ない、毎月の決算時に分配を行なうことをめざします。

- 経済成長により民間企業の存在感が高まりつつある新興国の3つの資産に投資を行ない、高いリターンの獲得をめざします。
- 毎月3日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、安定した分配金の支払いを行なうことをめざします。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。

2 運用ニーズに合わせて4つの通貨コースからご選択いただけます。いずれも日興マネー・アセット・ファンドと無手数料でスイッチングが可能です。

- 各資産のうち米ドルなどのG7の国の通貨部分について、為替取引を用いて為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)の獲得などをめざします。ただし、市況動向および資金動向などにより上記為替取引を行なわない場合があります。
- ブラジルリアル、インドルピー、中国元、ネクストBRICs通貨の4つの通貨コースから選択いただけます。
- 当ファンドの各通貨コース間および日興マネー・アセット・ファンドとの間でスイッチングが可能です。
※当ファンドではネクストBRICs通貨を、トルコリラ、南アフリカランド、メキシコペソ、インドネシアルピア、韓国ウォンと定義します。
※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3 運用は、新興国での投資に豊富な経験を持つアッシュモア・インベストメント・マネジメント・リミテッドが行ないます。

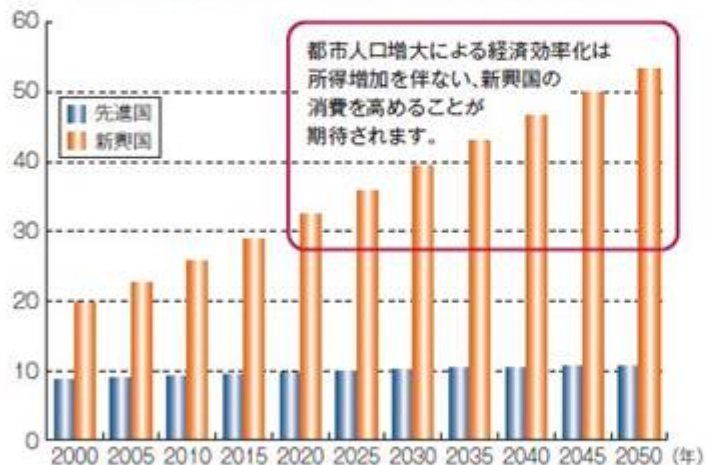
- 当ファンドの主要投資対象である外国投資法人の運用をアッシュモア・インベストメント・マネジメント・リミテッドが行ないます。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

新興国投資における着眼点

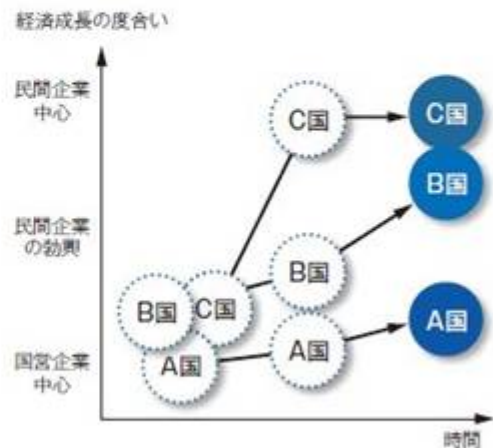
- 経済発展に伴ない新興国では、都市化が進むと見込まれており、都市人口の増加を通じた消費増加などにより高い経済成長が期待されています。
- また、新興国では経済構造の中核が国営企業から民間企業に移行しつつあり、企業経営の効率化やサービスの向上などにより、さらなる業績の拡大が見込まれています。

【(参考)都市人口の推移(億人)】 (2000年～2050年(予想))



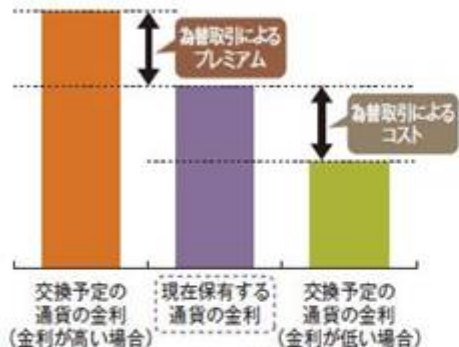
● 国連「World Urbanization Prospects」の定義およびデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。2010年以降は国連の予想値です。

(参考)経済成長の牽引役が民間企業に移行しつつある新興国



上記は過去のものおよび予想ならびにイメージ図であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

為替取引によるプレミアム／コストについて



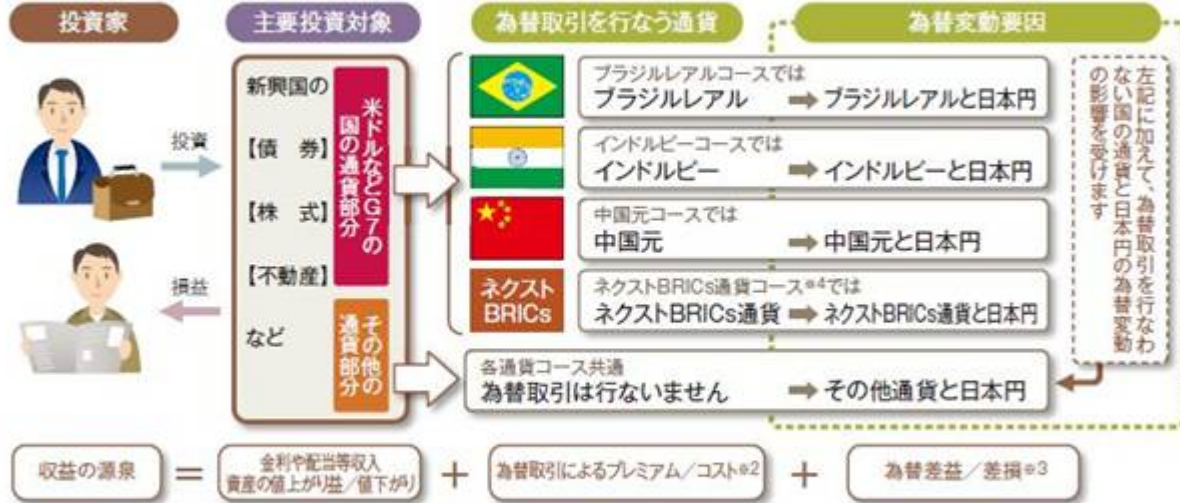
- ここでいう為替取引とは、2通貨間の将来の交換レートを現時点で確定させる手法であり、現時点で確定される将来の交換レートは両通貨間の金利差をもとに決まります。
- 金利が低い国の通貨を金利が高い国の通貨と交換する場合に受取る金利差相当分の収益を「為替取引によるプレミアム」と呼び、逆に、金利が高い国の通貨を金利が低い国の通貨と交換する場合に支払う金利差相当分の費用を「為替取引によるコスト」と呼びます。

○当ファンドでは米ドルなどG7の国の通貨について為替取引を行ないません^{*}。そのため、為替取引を行わないG7以外の国の通貨については為替取引によるプレミアム／コストは発生しません。

期待される為替取引によるプレミアムの水準は、交換を行なう通貨間の短期金利の変化によって影響を受けるため、将来において拡大することもあるれば、その逆に縮小すること考えられます。また、短期金利差が逆転した場合においては

各通貨コースの紹介

- 各通貨コースでは、各資産のうち米ドルなどG7の国の通貨部分についてコース毎の通貨買いの為替取引を行なう^{※1}ことにより、為替取引によるプレミアム^{※2}や、為替差益^{※3}の獲得が期待できます。



※1 市況動向および資金動向などにより為替取引を行わない場合があります。

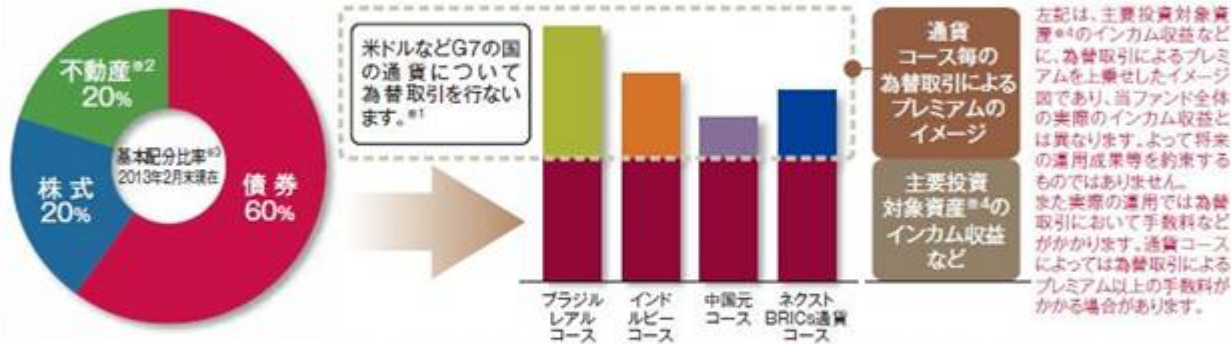
※2 為替取引によるプレミアム/コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益/費用です。通貨コースによっては為替取引によるコストとなる場合があります。

※3 G7の国の通貨部分においては各通貨コースの通貨の為替相場、その他の通貨部分においては当該通貨の為替相場が円高となった場合には為替差損となります。

※4 当コースの2013年2月末現在の目標組入率は、トルコリラ1/3、南アフリカランド1/3、メキシコペソ1/6、インドネシアルピア1/12、韓国ウォン1/12となっています。

通貨コースごとに見込まれるインカム水準

- 各通貨コースにおいては、主要投資対象となる外国投資法人からのインカム収益などに加え、通貨コースごとに決まる為替取引によるプレミアム（コスト）が加味され、分配金原資が決定されます。
- インカム収益のほかに、値上がり益や為替差益の一部などについても分配金原資となります。



- 期待される為替取引によるプレミアムの水準は、交換を行なう通貨間の短期金利の変化によって影響を受けるため、将来において拡大することもあれば、その逆に縮小することも考えられます。
- また、短期金利差が逆転した場合においては為替取引によるコストとなります。

※1 市況動向および資金動向などにより為替取引を行わない場合があります。

※2 不動産部分には、不動産関連企業の株式や社債などを含みます。

※3 基本配分比率は将来見直されることがあります。また実際の投資配分比率は、原則として基本配分比率±20%の範囲で決定します。

※4 主要投資対象である「アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッドの各クラス」を指します。

当ファンドの基準価額の主な変動要因について

- 当ファンドは、「新興国の債券、株式および不動産」という各資産に投資を行なうとともに、各資産のうち米ドルなどG7の国の通貨の部分については、通貨コースごとに「為替取引」を行なう^{※1}ことから、基準価額には以下のような変動要因があります。

基準価額の上昇要因	各通貨コース	基準価額の下落要因
(各通貨コース共通)資産価格の上昇	共 通	(各通貨コース共通)資産価格の下落
・円安/ブラジルレアル高 ・円安/その他の通貨 ^{※2} 高 ・ブラジル金利が米国などG7の国の金利より高い	ブラジルレアル コース	・円高/ブラジルレアル安 ・円高/その他の通貨 ^{※2} 安 ・ブラジル金利が米国などG7の国の金利より低い
・円安/インドルピー高 ・円安/その他の通貨 ^{※2} 高 ・インド金利が米国などG7の国の金利より高い	インドルピー コース	・円高/インドルピー安 ・円高/その他の通貨 ^{※2} 安 ・インド金利が米国などG7の国の金利より低い
・円安/中国元高 ・円安/その他の通貨 ^{※2} 高 ・中国金利が米国などG7の国の金利より高い	中国元 コース	・円高/中国元安 ・円高/その他の通貨 ^{※2} 安 ・中国金利が米国などG7の国の金利より低い
・円安/ネクストBRICs通貨 ^{※3} 高 ・円安/その他の通貨 ^{※2} 高 ・ネクストBRICs国の金利が米国などG7の国の金利より高い	ネクストBRICs 通貨 コース	・円高/ネクストBRICs通貨 ^{※3} 安 ・円高/その他の通貨 ^{※2} 安 ・ネクストBRICs国の金利が米国などG7の国の金利より低い

※1 市況動向および資金動向などにより為替取引を行わない場合があります。

※2 その他の通貨とは、当ファンドにおいては為替取引を行わないG7以外の国の通貨をさします。

※3 トルコリラ、南アフリカランド、メキシコペソ、インドネシアルピア、韓国ウォンをさします。

上記は為替相場や金利水準、資産価格などによる基準価額の変動要因の概要であり、全ての変動要因を網羅したものではありません。基準価額の変動要因はこのほかにも存在します。詳しくは投資リスクなどをご覧ください。



当ファンドの主要投資対象である

「アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド」の運用会社について

アッシュモア・インベストメント・マネジメント・リミテッドが運用を行ないます。

アッシュモア社について

- アッシュモア・インベストメント・マネジメント・リミテッドは新興国市場の債券運用および株式運用に特化した運用会社であり、マクロ的アプローチを用いたトップダウン運用を行なっています。
- 世界中の機関投資家などから預かった約710億米ドル（約6兆1,200億円、2012年12月末現在、1米ドル＝86.31円で換算）の資産を運用しています。
- アッシュモア社における主な投資対象は、米ドル建て債券、現地通貨建て債券、株式に加え、スペシャル・シチュエーションなどです。

発足：1992年

社員数：286名

(2012年12月末現在)

アッシュモア・インベストメント・マネジメント・リミテッドの受賞経歴

- グローバル・インベスター・アワード
 - ・インベストメント・エクセレンス-新興国債券部門
(2001年、2002年、2004年、2005年、2006年、2011年)
(出所：グローバル・インベスター誌)
- アジアインベスター・インベストメント・パフォーマンス・アワード
 - ・インベストメント・パフォーマンス・アワード-新興国債券部門
(2011年、2012年) (出所：アジアインベスター誌)
- ベンション・アンド・インベストメント・プロバイダー・アワード
 - ・プロバイダー・アワード-新興国債券部門
(2012年) (出所：ベンションズウィーク誌)
- ヨーロピアン・ベンションズ・アワード
 - ・エマージング・マーケット・マネージャー・オブ・ザ・イヤー
(2011年) (出所：ヨーロピアン・ベンションズ誌)
- グローバル・ベンションズ・アワード
 - ・エマージング・マーケット・マネージャー・オブ・ザ・イヤー
(2006年) (出所：グローバル・ベンションズ誌)
- ファンズ・ヨーロツパ・アワード
 - ・プティック・オブ・ザ・イヤー(2005年)
(出所：ファンズ・ヨーロツパ誌)
(2012年12月末現在)

上記は過去のものであり将来の運用成果等を約束するものではありません。

◆ファンドの仕組み

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型

(ブラジルリアルコース)/(インドルピーコース)/(中国元コース)/(ネクストBRICs通貨コース)

- 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型の各通貨コースはアッシュモア・インベストメント・マネジメント・リミテッドが運用を行なう、円建外国投資法人「アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド」の各クラスおよび、日興アセットマネジメントが運用を行なう、証券投資信託「マネー・アセット・マザーファンド」に投資を行なうファンド・オブ・ファンズです。



〔主な投資制限〕・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

〔分配方針〕・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。

●日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型の各コース間および日興マネー・アセット・ファンドとの間でスイッチングが可能です。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

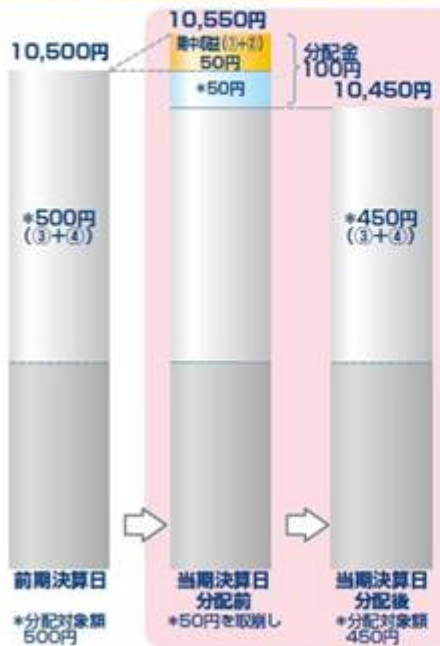
投資信託で分配金が支払われるイメージ



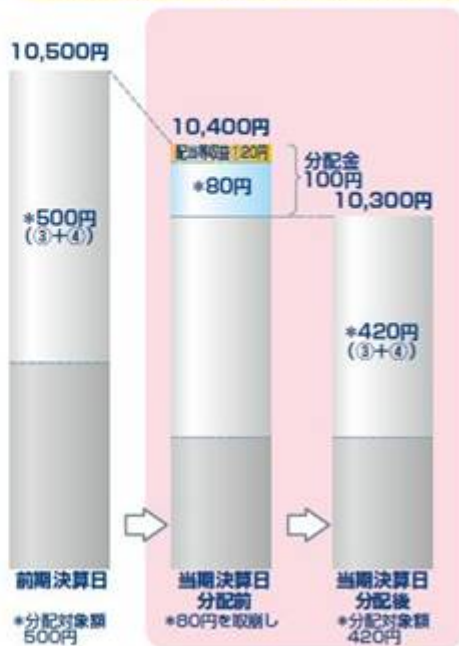
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



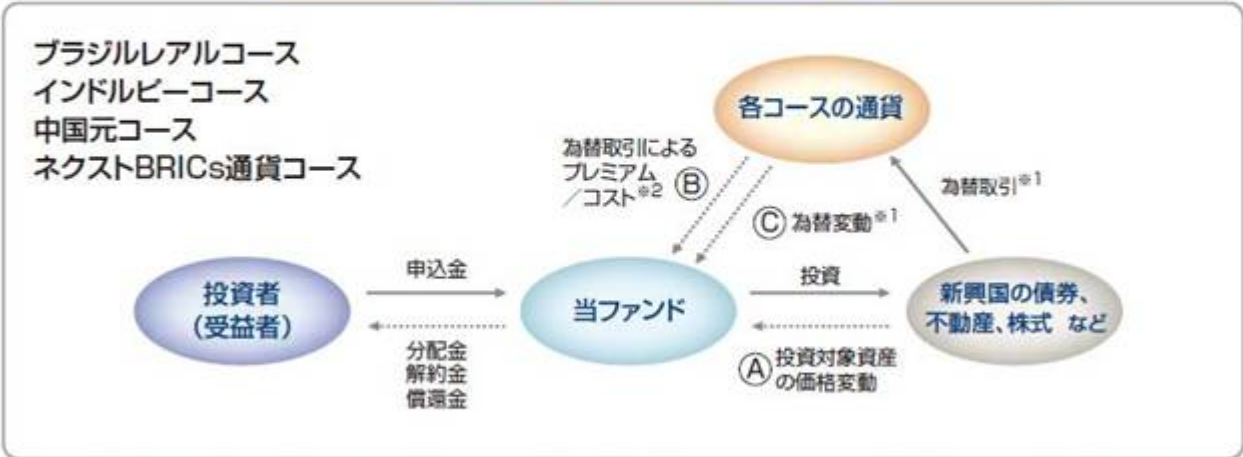
※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

- ・ 普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

●通貨選択型の投資信託は、投資対象資産(株式や債券など)の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



※1 G7の国の通貨部分については、各コースの通貨と円の為替変動リスクがあります。その他の通貨部分については、当該通貨と円の為替変動リスクがあります。

※2 為替取引によるプレミアム/コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益/費用です。

●通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。

		(A)	(B)	(C)
収益の源泉		資産の値上がり/値下がり	為替取引によるプレミアム/コスト	為替差益/差損
ブラジル リアルコース インドルビー コース 中国元コース ネクストBRICs通貨 コース	収益を得られる ケース	投資対象資産 (債券、株式、不動産) の上昇など	プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 各コースの 原資産通貨の 通貨の金利※1ー 金利 が プラス	為替差益の発生 各コースの通貨/ その他の通貨※2に対して 円安
	損失やコストが 発生するケース	投資対象資産 (債券、株式、不動産) の下落など	コスト(金利差相当分の費用)の発生 各コースの 原資産通貨の 通貨の金利※1ー 金利 が マイナス	為替差損の発生 各コースの通貨/ その他の通貨※2に対して 円高

※1 ネクストBRICs通貨コースにおいては、当該時点における投資通貨の加重平均となります。

※2 その他の通貨とは、当ファンドにおいては為替取引を行なわないG7以外の国の通貨をさします。

* 市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用についてのご留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

④ 信託金限度額

- ・各ファンド毎に、8,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

<ブラジルリアルコース／インドルピーコース／中国元コース>

平成22年2月26日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

平成23年9月30日

- ・ファンド名称変更

新名称：日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）

旧名称：日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）

<ネクストBRICS通貨コース>

平成23年3月2日

- ・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

平成23年9月30日

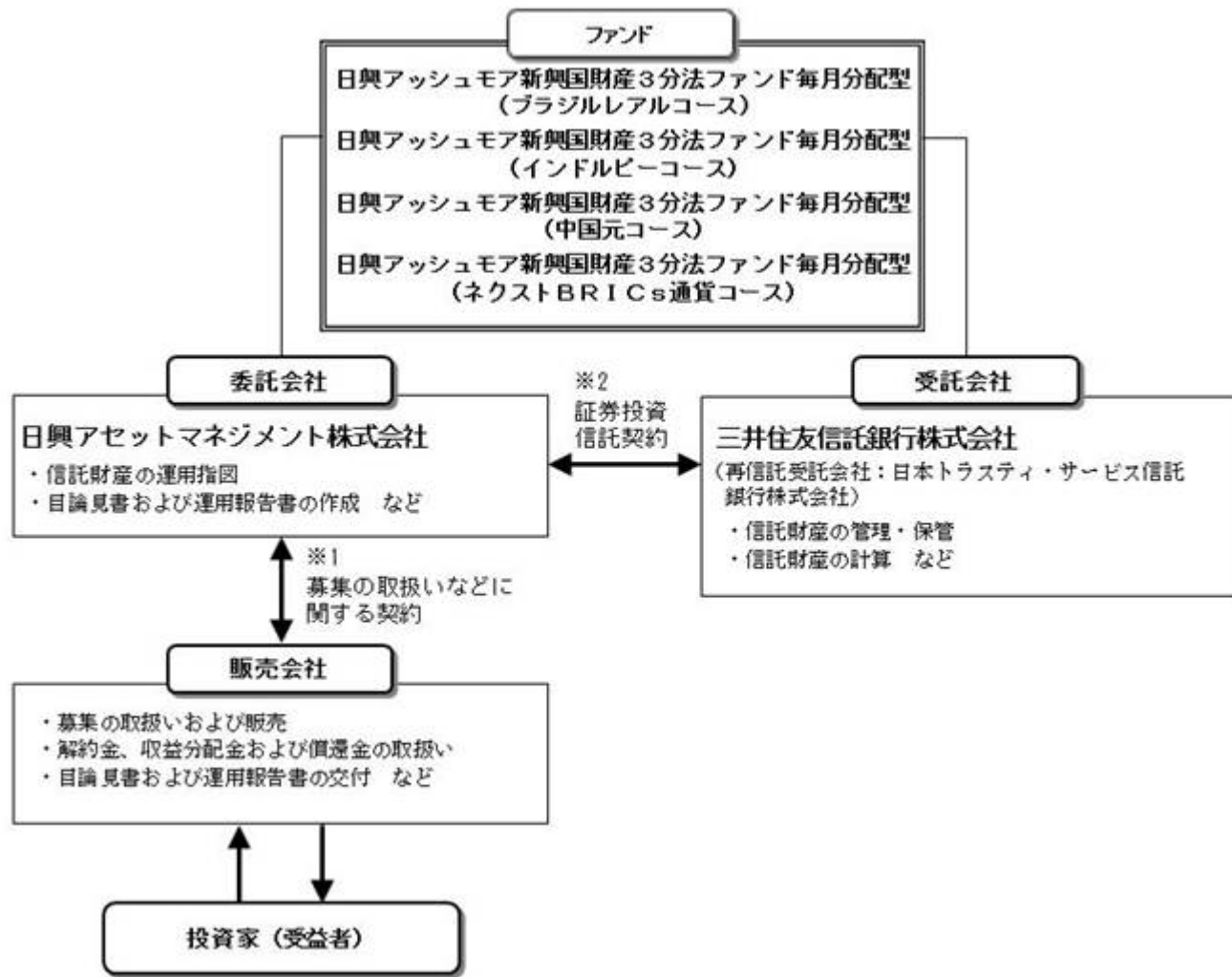
- ・ファンド名称変更

新名称：日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）

旧名称：日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

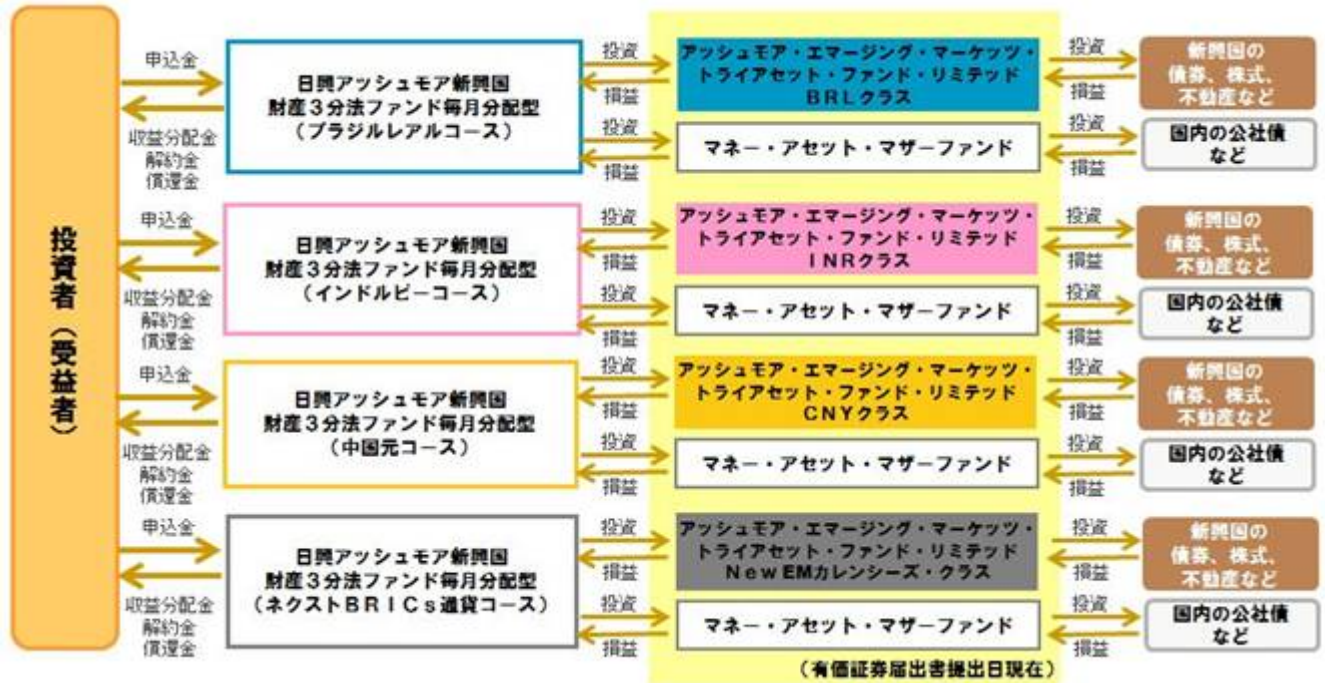


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（平成25年2月末現在）

- 1) 資本金
17,363百万円
- 2) 沿革
昭和34年：日興證券投資信託委託株式会社として設立
平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更
- 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・主として、新興国の様々な資産を投資対象とする別に定める投資信託証券の一部、またはすべてに投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
- ・投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンド

の収益性などを勘案して決定します。なお、資金動向などによっては、各投資信託証券への投資比率を引き下げることがあります。

- ・別に定める投資信託証券については、収益機会の追求やリスクの分散などを目的として、適宜見直しを行ないます。この際、定性評価や定量評価などを勘案のうえ、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

② 主として、別に定めるマザーファンドの受益証券および別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

④ 次の取引ができます。

- 1) 外国為替予約取引
- 2) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

＜アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド BRLクラス＞
（ガーンジー籍円建外国投資法人）

＜アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド INRクラス＞
（ガーンジー籍円建外国投資法人）

＜アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド CNYクラス＞
（ガーンジー籍円建外国投資法人）

＜アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド New EMカレンシーズ・クラス＞
（ガーンジー籍円建外国投資法人）

運用の基本方針

基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざします。
主な投資対象	新興国の債券、株式（預託証券を含みます。）および不動産投資信託証券を主要投資対象とします。あわせて、為替取引などを行ないます。
投資方針	＜全クラス共通＞ ・新興国の債券、株式（預託証券を含みます。）および不動産投資信託証券を主要投資対象とし、インカム収益を確保しながらトータルリターンの最大化をめざします。 ＜BRLクラス＞ ・米ドルなどのG 7の国の通貨建ての資産については、原則として米ドルなどのG 7の国の通貨売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行ないます。 ＜INRクラス＞ ・米ドルなどのG 7の国の通貨建ての資産については、原則として米ドルなどのG 7の国の通貨売り、インドルピー買いの為替取引を行ないます。 ＜CNYクラス＞ ・米ドルなどのG 7の国の通貨建ての資産については、原則として米ドルなどのG 7の国の通貨売り、中国元買いの為替取引を行ないます。 ＜New EMカレンシーズ・クラス＞ ・米ドルなどのG 7の国の通貨建ての資産については、原則として米ドルなどのG 7の国の通貨売り、トルコリラ・南アフリカランド・メキシコペソ・インドネシアルピア・韓国ウォンの5ヵ国の通貨買いの為替取引を行ないます。
主な投資制限	・純資産総額の50%以上を有価証券に投資します。 ・投資信託証券など（ETFとREITを除きます。）への投資割合は純資産総額の5%を超えないものとします。 ・空売りは行ないません。 ・純資産総額の10%を超える借入れは行ないません。 ・同一発行体の発行する有価証券への投資は、純資産総額の25%を超えないものとします。 ・流動性の乏しい証券への投資は、純資産総額の15%を超えないものとします。
収益分配	原則として、毎月20日（休日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。なお、投資顧問会社の判断により収益分配を行なわないことがあります。

ファンドに係る費用

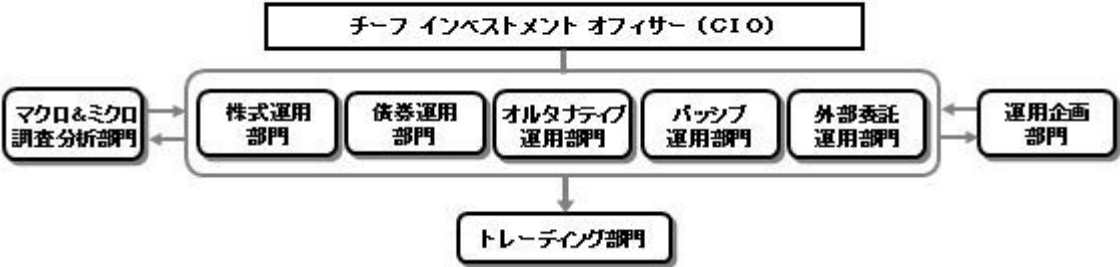
	信託報酬など	純資産総額に対して年率1.25% （国内における消費税等相当額はかかりません。）
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他		
	投資顧問会社	アッシュモア・インベストメント・マネジメント・リミテッド
	信託期間	無期限
	決算日	原則として、毎年2月末日

＜マネー・アセット・マザーファンド＞

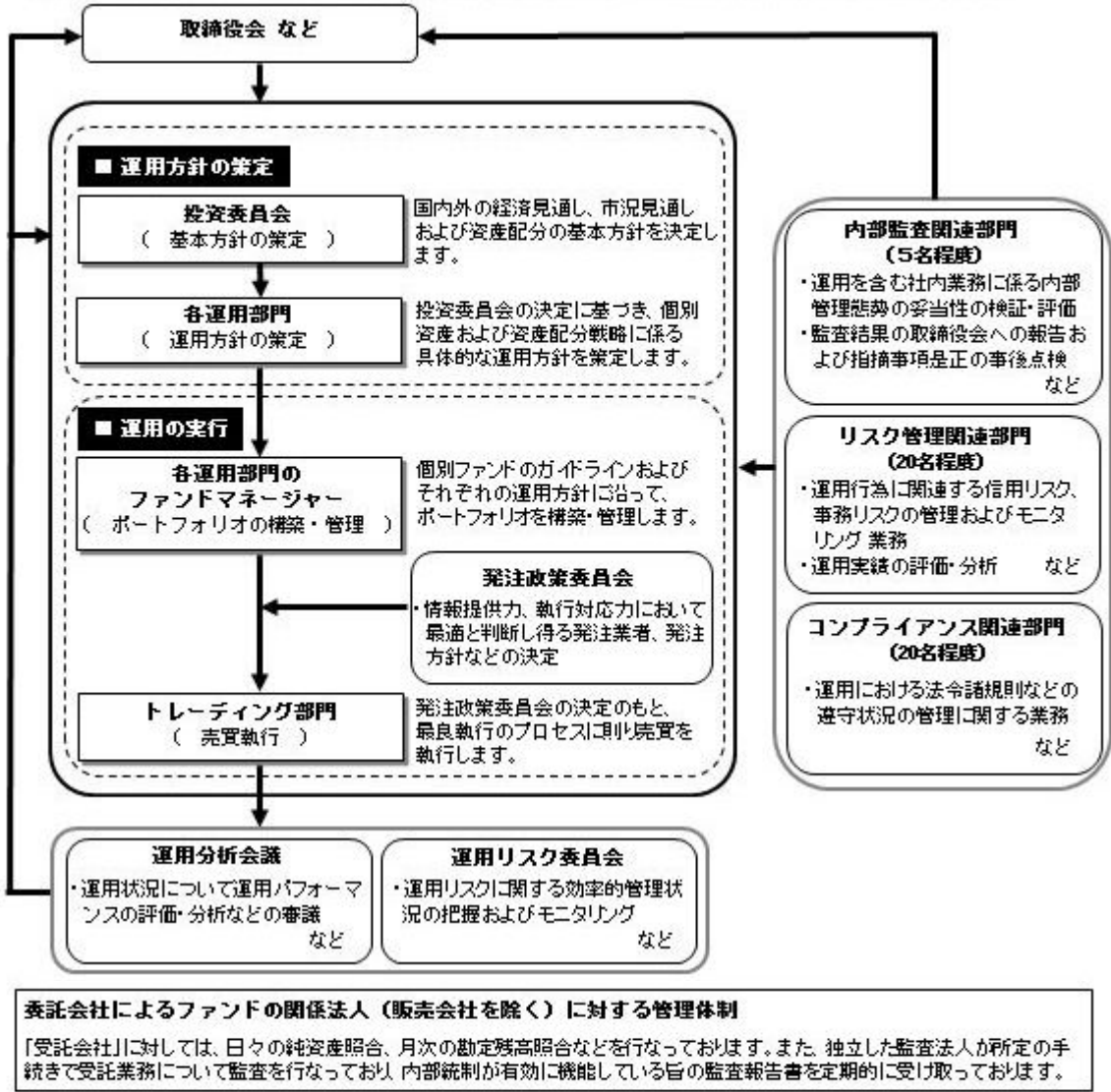
運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成20年9月30日設定）
決算日	毎年10月10日（休業日の場合は翌営業日）

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



※上記体制は平成25年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

5) 信託財産に属する外貨建資産の時価総額と投資信託証券またはマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

6) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドの

リスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券、株式および不動産投信を実質的な投資対象としますので、債券、株式および不動産投信の価格の下落や、債券、株式および不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券、株式および不動産投信は、先進国の債券、株式および不動産投信に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券、株式および不動産投信は、先進国の債券、株式および不動産投信に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

◆ブラジルレアルコース

- 投資対象とする外国投資法人の組入資産のうち米ドルなどのG 7の国の通貨建ての資産については、原則として米ドルなどのG 7の国の通貨売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行なうため、ブラジルレアルの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がブラジルレアルに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはブラジルレアルと米ドルなどのG 7の国の通貨の各通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルなどのG 7の国の通貨の対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、ブラジルレアルの金利が米ドルなどのG 7の国の通貨の金利より低い場合、米ドルなどのG 7の国の通貨とブラジルレアルの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- 投資対象とする外国投資法人の組入資産のうちG 7以外の国の通貨建ての資産については、当該資産の通貨とブラジルレアルの間で為替取引は行なわないため、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

◆インドルピーコース

- 投資対象とする外国投資法人の組入資産のうち米ドルなどのG 7の国の通貨建ての資産については、原則として米ドルなどのG 7の国の通貨売り、インドルピー買いの為替取引を行なうため、インドルピーの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がインドルピーに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはインドルピーと米ドルなどのG 7の国の通貨の各通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルなどのG 7の国の通貨の対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、インドルピーの金利が米ドルなどのG 7の国の通貨の金利より低い場合、米ドルなどのG 7の国の通貨とインドルピーの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- 投資対象とする外国投資法人の組入資産のうちG 7以外の国の通貨建ての資産については、当該資産の通貨とインドルピーの間で為替取引は行なわないため、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

◆中国元コース

- 投資対象とする外国投資法人の組入資産のうち米ドルなどのG 7の国の通貨建ての資産については、原則として米ドルなどのG 7の国の通貨売り、中国元買いの為替取引を行なうため、中国元の対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場が中国元に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によっては中国元と米ドルなどのG 7の国の通貨の各通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルなどのG 7の国の通貨の対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、中国元の金利が米ドルなどのG 7の国の通貨の金利より低い場合、米ドルなどのG 7の国の通貨と中国元の金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- 投資対象とする外国投資法人の組入資産のうちG 7以外の国の通貨建ての資産については、当該資産の通貨と中国元の間で為替取引は行なわないため、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

◆ネクストBRICS通貨コース

- 投資対象とする外国投資法人の組入資産のうち米ドルなどのG 7の国の通貨建ての資産については、原則として米ドルなどのG 7の国の通貨売り、ネクストBRICS通貨（トルコリラ、南アフリカランド、メキシコペソ、インドネシアルピア、韓国ウォンの5通貨）買いの為替取引を行なうため、ネクストBRICS通貨の対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がネクストBRICS通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはネクストBRICS通貨と米ドルなどのG 7の国の通貨の各通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルなどのG 7の国の通貨の対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、ネクストBRICS通貨の金利が米ドルなどのG 7の国の通貨の金利より低い場合、米ドルなどのG 7の国の通貨とネクストBRICS通貨の金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- 投資対象とする外国投資法人の組入資産のうちG 7以外の国の通貨建ての資産については、当該資産の通貨とネクストBRICS通貨の間で為替取引は行なわないため、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

⑥ デリバティブリスク

金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取り扱いを停止する場合があります。

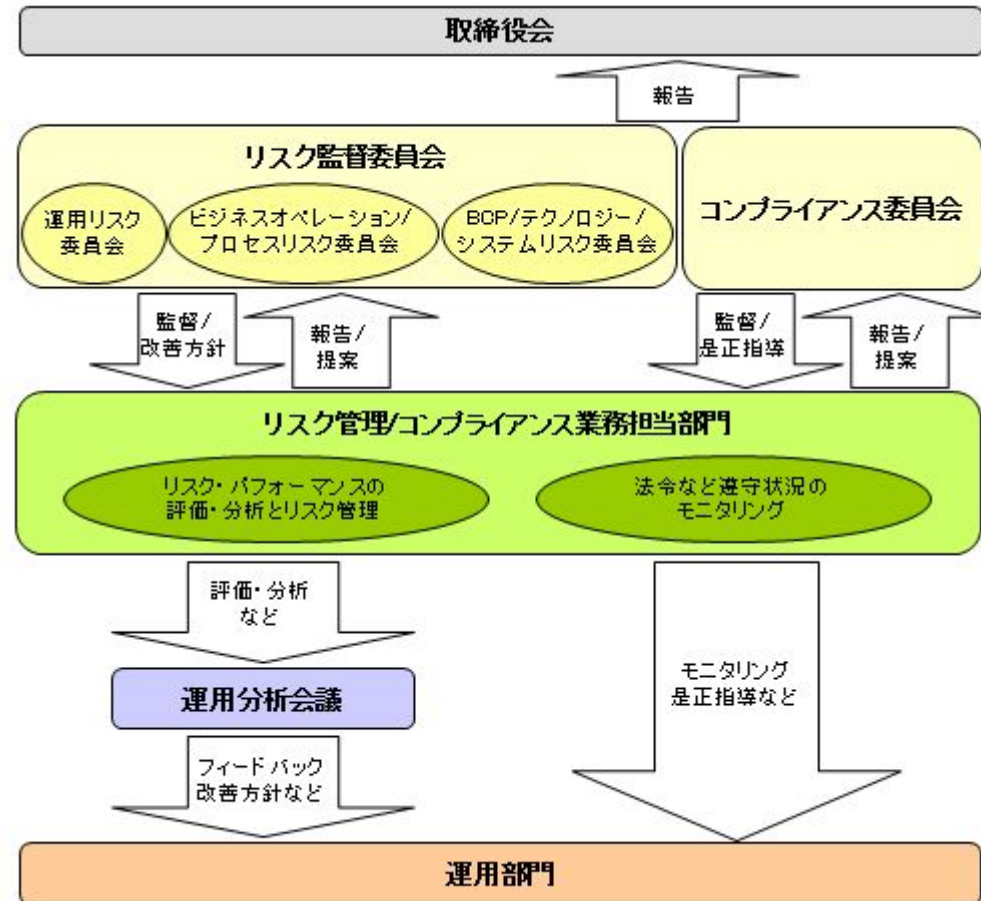
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス関連部門が管理を行います。問題点についてはコンプライアンス委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行います。

※上記体制は平成25年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率およびスイッチング手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

① 申込手数料

- ・販売会社における申込手数料率は3.675%（税抜3.5%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② スwitching手数料

- ・本書提出日現在、販売会社におけるスイッチング手数料はありません。
- ※以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。
 - 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）
 - 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）
 - 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）
 - 日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）
 - 日興マネー・アセット・ファンド

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.25%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.0395%（税抜0.99%）
投資対象とする投資信託証券	1.25%程度 [※]
実質的負担	2.2895%（税抜2.24%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.0395%（税抜0.99%）の率を乗じて得た額とします。

・投資対象とする投資信託証券の組入りに係る信託報酬率（年率）1.25%程度[※]がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は2.2895%（税抜2.24%）程度となります。

※投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

※受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合 計	委託会社	販売会社	受託会社

1.0395% (0.99%)	0.2520% (0.24%)	0.7560% (0.72%)	0.0315% (0.03%)
--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

※括弧内は税抜です。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとみなして、信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率0.1%を上限として、これを変更することができます。これら諸費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上し、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ② 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑦ 格付の取得に要する費用。
- ⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とする投資信託証券に係る費用＞

「アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド BRLクラス」
「アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド INRクラス」
「アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド CNYクラス」
「アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド New EMカレンシーズ・クラス」

- ・事務管理費用
- ・資産の保管費用
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・設立に係る費用
- ・法律顧問費用
- ・監査費用
- ・信託財産に関する租税 など

「マネー・アセット・マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
- ・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・なお、上記の7.147%の税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）の税率となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区

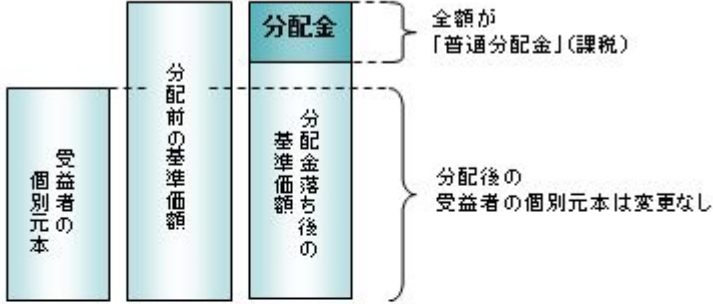
分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

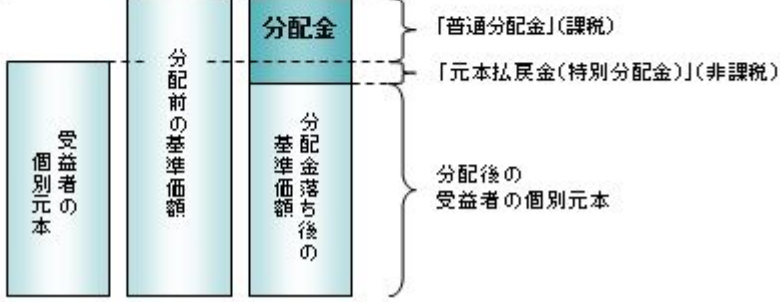
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※上記は平成25年5月2日現在のものであり、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

<日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）>

以下の運用状況は2013年2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ガーンジー	177,596,910,559	96.93
親投資信託受益証券	日本	169,343,493	0.09
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	－	5,449,042,759	2.97
合計（純資産総額）		183,215,296,811	100.00

（2）【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ガーンジー	投資証券	アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド BRLクラス	283,837,159,277	0.6457	183,273,653,745	0.6257	177,596,910,559	96.93
日本	親投資信託 受益証券	マネー・アセット・マザーファンド	168,551,302	1.0046	169,326,638	1.0047	169,343,493	0.09

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	96.93
親投資信託受益証券	0.09
合 計	97.03

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末	2010年 8月 3日	36,422	37,096	1.0273	1.0463
第2特定期間末	2011年 2月 3日	372,281	379,753	0.9466	0.9656
第3特定期間末	2011年 8月 3日	418,928	428,218	0.8568	0.8758
第4特定期間末	2012年 2月 3日	296,719	303,585	0.6483	0.6633
第5特定期間末	2012年 8月 3日	220,332	224,964	0.5232	0.5342
第6特定期間末	2013年 2月 4日	196,193	199,605	0.6324	0.6434
2012年 2月末日		324,572	—	0.7126	—
3月末日		307,798	—	0.6770	—
4月末日		277,834	—	0.6369	—
5月末日		240,839	—	0.5589	—
6月末日		231,156	—	0.5380	—
7月末日		227,011	—	0.5402	—
8月末日		205,993	—	0.5299	—
9月末日		193,634	—	0.5343	—
10月末日		189,881	—	0.5503	—
11月末日		181,177	—	0.5471	—
12月末日		189,142	—	0.5840	—
2013年 1月末日		197,584	—	0.6330	—
2月末日		183,215	—	0.6233	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

② 【分配の推移】

特定期間	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月 3日	0.0380
第2特定期間	2010年 8月 4日～2011年 2月 3日	0.1140
第3特定期間	2011年 2月 4日～2011年 8月 3日	0.1140
第4特定期間	2011年 8月 4日～2012年 2月 3日	0.0980
第5特定期間	2012年 2月 4日～2012年 8月 3日	0.0860
第6特定期間	2012年 8月 4日～2013年 2月 4日	0.0660

③ 【収益率の推移】

特定期間	期間	収益率（％）
第1特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月 3日	6.53
第2特定期間	2010年 8月 4日～2011年 2月 3日	3.24
第3特定期間	2011年 2月 4日～2011年 8月 3日	2.56
第4特定期間	2011年 8月 4日～2012年 2月 3日	△12.90
第5特定期間	2012年 2月 4日～2012年 8月 3日	△6.03
第6特定期間	2012年 8月 4日～2013年 2月 4日	33.49

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

特定期間	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月 3日	37,579,125,260	2,124,096,549
第2特定期間	2010年 8月 4日～2011年 2月 3日	363,204,757,523	5,369,845,355
第3特定期間	2011年 2月 4日～2011年 8月 3日	162,614,147,193	66,976,352,999
第4特定期間	2011年 8月 4日～2012年 2月 3日	93,704,994,594	124,914,452,377
第5特定期間	2012年 2月 4日～2012年 8月 3日	59,904,449,826	96,527,208,792
第6特定期間	2012年 8月 4日～2013年 2月 4日	15,817,506,470	126,663,557,558

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

＜日興アッシュモア新興国財産３分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）＞

以下の運用状況は2013年2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ガーンジー	24,568,347,870	97.20
親投資信託受益証券	日本	25,186,540	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	－	682,256,235	2.70
合計（純資産総額）		25,275,790,645	100.00

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ガーンジー	投資証券	アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド INRクラス	38,985,001,382	0.6559	25,570,262,406	0.6302	24,568,347,870	97.20
日本	親投資信託 受益証券	マネー・アセット・マザーファンド	25,068,718	1.0046	25,184,035	1.0047	25,186,540	0.10

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.20
親投資信託受益証券	0.10
合 計	97.30

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績**① 純資産の推移**

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末	2010年 8月 3日	6,009	6,101	0.9866	1.0016
第2特定期間末	2011年 2月 3日	107,313	109,106	0.8978	0.9128
第3特定期間末	2011年 8月 3日	92,409	94,120	0.8101	0.8251
第4特定期間末	2012年 2月 3日	44,705	45,653	0.6136	0.6266
第5特定期間末	2012年 8月 3日	29,649	30,222	0.5179	0.5279
第6特定期間末	2013年 2月 4日	27,601	28,028	0.6457	0.6557
2012年 2月末日		46,593	—	0.6678	—
3月末日		44,094	—	0.6483	—
4月末日		38,483	—	0.6137	—
5月末日		32,748	—	0.5373	—
6月末日		31,511	—	0.5305	—
7月末日		30,518	—	0.5327	—
8月末日		27,599	—	0.5266	—
9月末日		27,031	—	0.5482	—
10月末日		26,108	—	0.5584	—
11月末日		25,384	—	0.5648	—
12月末日		26,156	—	0.5947	—
2013年 1月末日		27,781	—	0.6464	—
2月末日		25,275	—	0.6301	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

② 分配の推移

特定期間	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月 3日	0.0300
第2特定期間	2010年 8月 4日～2011年 2月 3日	0.0900
第3特定期間	2011年 2月 4日～2011年 8月 3日	0.0900
第4特定期間	2011年 8月 4日～2012年 2月 3日	0.0820
第5特定期間	2012年 2月 4日～2012年 8月 3日	0.0750
第6特定期間	2012年 8月 4日～2013年 2月 4日	0.0600

③ 収益率の推移

特定期間	期間	収益率（％）
第1特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月 3日	1.66
第2特定期間	2010年 8月 4日～2011年 2月 3日	0.12
第3特定期間	2011年 2月 4日～2011年 8月 3日	0.26
第4特定期間	2011年 8月 4日～2012年 2月 3日	△14.13
第5特定期間	2012年 2月 4日～2012年 8月 3日	△3.37
第6特定期間	2012年 8月 4日～2013年 2月 4日	36.26

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）設定及び解約の実績

特定期間	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月 3日	7,840,040,731	1,748,269,192
第2特定期間	2010年 8月 4日～2011年 2月 3日	114,490,537,945	1,050,718,014
第3特定期間	2011年 2月 4日～2011年 8月 3日	11,505,853,926	16,959,376,056
第4特定期間	2011年 8月 4日～2012年 2月 3日	3,778,771,531	44,999,028,403
第5特定期間	2012年 2月 4日～2012年 8月 3日	3,875,507,194	19,488,506,220
第6特定期間	2012年 8月 4日～2013年 2月 4日	2,448,636,717	16,945,591,119

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

＜日興アッシュモア新興国財産３分法ファンド毎月分配型（中国元コース）＞

以下の運用状況は2013年2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ガーンジー	900,680,750	97.57
親投資信託受益証券	日本	927,709	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	－	21,523,985	2.33
合計（純資産総額）		923,132,444	100.00

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ガーンジー	投資証券	アッシュモア・エマージング・マーケット・トラリアセット・ファンド・リミテッド CNYクラス	1,263,935,940	0.7350	929,023,697	0.7126	900,680,750	97.57
日本	親投資信託 受益証券	マネー・アセット・マザーファンド	923,370	1.0046	927,619	1.0047	927,709	0.10

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.57
親投資信託受益証券	0.10
合 計	97.67

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績**① 純資産の推移**

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末	2010年 8月 3日	1,186	1,203	0.9796	0.9931
第2特定期間末	2011年 2月 3日	2,324	2,359	0.8862	0.8997
第3特定期間末	2011年 8月 3日	2,171	2,208	0.7807	0.7942
第4特定期間末	2012年 2月 3日	1,409	1,435	0.6533	0.6653
第5特定期間末	2012年 8月 3日	1,188	1,208	0.6002	0.6102
第6特定期間末	2013年 2月 4日	1,055	1,069	0.7213	0.7313
2012年 2月末日		1,539	—	0.7076	—
3月末日		1,581	—	0.7046	—
4月末日		1,500	—	0.6783	—
5月末日		1,426	—	0.6205	—
6月末日		1,290	—	0.6181	—
7月末日		1,210	—	0.6130	—
8月末日		1,156	—	0.6055	—
9月末日		1,031	—	0.6086	—
10月末日		937	—	0.6300	—
11月末日		951	—	0.6437	—
12月末日		1,008	—	0.6787	—
2013年 1月末日		1,085	—	0.7221	—
2月末日		923	—	0.7084	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

② 分配の推移

特定期間	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月 3日	0.0270
第2特定期間	2010年 8月 4日～2011年 2月 3日	0.0810
第3特定期間	2011年 2月 4日～2011年 8月 3日	0.0810
第4特定期間	2011年 8月 4日～2012年 2月 3日	0.0750
第5特定期間	2012年 2月 4日～2012年 8月 3日	0.0700
第6特定期間	2012年 8月 4日～2013年 2月 4日	0.0600

③ 収益率の推移

特定期間	期間	収益率（％）
第1特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月 3日	0.66
第2特定期間	2010年 8月 4日～2011年 2月 3日	△1.27
第3特定期間	2011年 2月 4日～2011年 8月 3日	△2.76
第4特定期間	2011年 8月 4日～2012年 2月 3日	△6.71
第5特定期間	2012年 2月 4日～2012年 8月 3日	2.59
第6特定期間	2012年 8月 4日～2013年 2月 4日	30.17

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）設定及び解約の実績

特定期間	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2010年 2月26日～2010年 8月 3日	1,554,679,284	343,023,903
第2特定期間	2010年 8月 4日～2011年 2月 3日	1,668,520,130	257,598,970
第3特定期間	2011年 2月 4日～2011年 8月 3日	807,352,610	648,836,338
第4特定期間	2011年 8月 4日～2012年 2月 3日	274,584,237	897,700,532
第5特定期間	2012年 2月 4日～2012年 8月 3日	378,089,960	555,306,684
第6特定期間	2012年 8月 4日～2013年 2月 4日	203,413,561	721,393,609

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

＜日興アッシュモア新興国財産３分法ファンド毎月分配型（ネクストＢＲＩＣｓ通貨コース）＞

以下の運用状況は2013年2月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ガーンジー	508,202,225	97.73
親投資信託受益証券	日本	524,378	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	－	11,291,830	2.17
合計（純資産総額）		520,018,433	100.00

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ガーンジー	投資証券	アッシュモア・エマージング・マーケット・トラ イアセット・ファンド・リミテッド New EMカレ ンシーズ・クラス	653,132,278	0.7870	513,986,364	0.7781	508,202,225	97.73
日本	親投資信託 受益証券	マネー・アセット・マザーファンド	521,925	1.0045	524,274	1.0047	524,378	0.10

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.73
親投資信託受益証券	0.10
合 計	97.83

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）運用実績**① 純資産の推移**

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末	2011年 8月 3日	827	840	0.9048	0.9198
第2特定期間末	2012年 2月 3日	662	674	0.7201	0.7331
第3特定期間末	2012年 8月 3日	727	738	0.6572	0.6672
第4特定期間末	2013年 2月 4日	518	525	0.7882	0.7982
2012年 2月末日		743	—	0.7836	—
3月末日		919	—	0.7708	—
4月末日		842	—	0.7427	—
5月末日		688	—	0.6569	—
6月末日		744	—	0.6618	—
7月末日		681	—	0.6734	—
8月末日		618	—	0.6623	—
9月末日		613	—	0.6825	—
10月末日		652	—	0.6956	—
11月末日		657	—	0.7115	—
12月末日		611	—	0.7585	—
2013年 1月末日		513	—	0.8021	—
2月末日		520	—	0.7900	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

② 分配の推移

特定期間	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2011年 3月 2日～2011年 8月 3日	0.0750
第2特定期間	2011年 8月 4日～2012年 2月 3日	0.0820
第3特定期間	2012年 2月 4日～2012年 8月 3日	0.0750
第4特定期間	2012年 8月 4日～2013年 2月 4日	0.0600

③ 収益率の推移

特定期間	期間	収益率（％）
第1特定期間	2011年 3月 2日～2011年 8月 3日	△2.02
第2特定期間	2011年 8月 4日～2012年 2月 3日	△11.35
第3特定期間	2012年 2月 4日～2012年 8月 3日	1.68
第4特定期間	2012年 8月 4日～2013年 2月 4日	29.06

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）設定及び解約の実績

特定期間	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2011年 3月 2日～2011年 8月 3日	966,736,547	52,685,048
第2特定期間	2011年 8月 4日～2012年 2月 3日	306,432,890	300,622,504
第3特定期間	2012年 2月 4日～2012年 8月 3日	735,663,753	548,042,791
第4特定期間	2012年 8月 4日～2013年 2月 4日	314,644,397	764,306,966

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考情報)

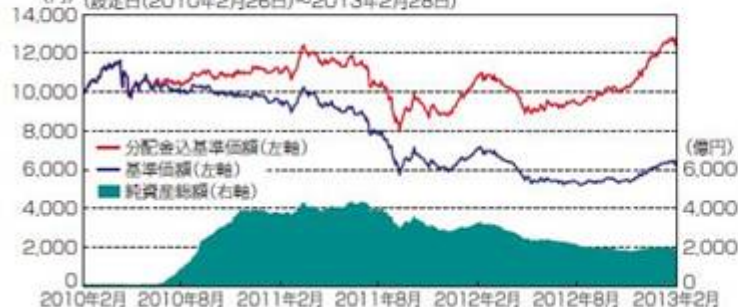
運用実績

2013年2月28日現在

基準価額・純資産の推移

<(ブラジルリアルコース)>

(円) (設定日(2010年2月26日)～2013年2月28日)



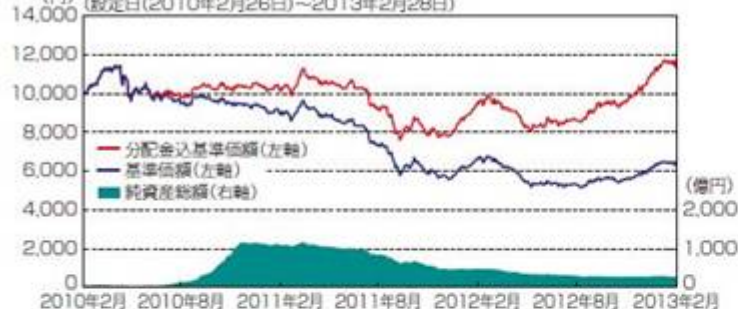
基準価額.....6,233円

純資産総額..... 1,832.15億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

<(インドルピーコース)>

(円) (設定日(2010年2月26日)～2013年2月28日)



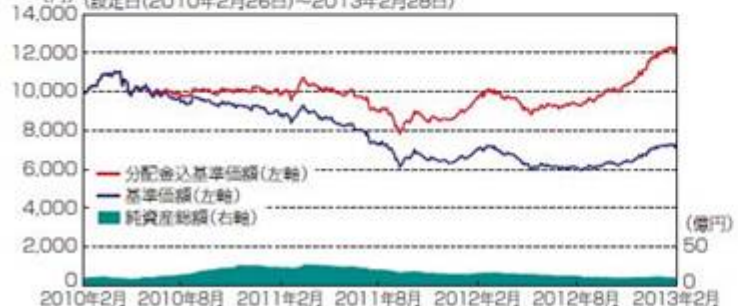
基準価額.....6,301円

純資産総額..... 252.75億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

<(中国元コース)>

(円) (設定日(2010年2月26日)～2013年2月28日)



基準価額.....7,084円

純資産総額..... 9.23億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

<(ネクストBRICs通貨コース)>

(円) (設定日(2011年3月2日)～2013年2月28日)



基準価額.....7,900円

純資産総額..... 5.20億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

<(ブラジルリアルコース)>

2012年10月	2012年11月	2012年12月	2013年1月	2013年2月	直近1年間累計	設定来累計
110円	110円	110円	110円	110円	1,520円	5,160円

<(インドルピーコース)>

2012年10月	2012年11月	2012年12月	2013年1月	2013年2月	直近1年間累計	設定来累計
100円	100円	100円	100円	100円	1,350円	4,270円

<(中国元コース)>

2012年10月	2012年11月	2012年12月	2013年1月	2013年2月	直近1年間累計	設定来累計
100円	100円	100円	100円	100円	1,300円	3,940円

<(ネクストBRICs通貨コース)>

2012年10月	2012年11月	2012年12月	2013年1月	2013年2月	直近1年間累計	設定来累計
100円	100円	100円	100円	100円	1,350円	2,920円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

資産構成比率	ブラジルリアルコース	インドルピーコース	中国元コース	ネクストBRICs通貨コース
アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッドの各クラス	(BRLクラス) 96.9%	(INRクラス) 97.2%	(CNYクラス) 97.6%	(New EM カレンシーズ・ クラス) 97.7%
マネー・アセット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
現金その他	3.0%	2.7%	2.3%	2.2%

※各コース毎の純資産総額比率です。

※BRLクラス、INRクラス、CNYクラス、New EMカレンシーズ・クラスの為替取引前のポートフォリオの内容は同一です。

※直近の追加設定が計理処理上、純資産総額に反映されないことなどにより投資先ファンドの比率が100%超となり、「現金その他」の比率がマイナスになることがあります。

<アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッドの各クラスの内容>

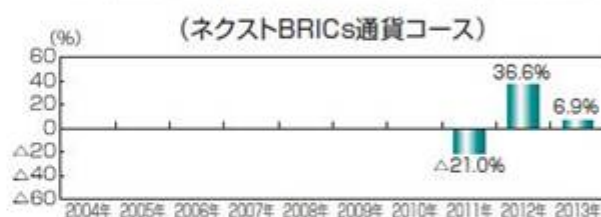
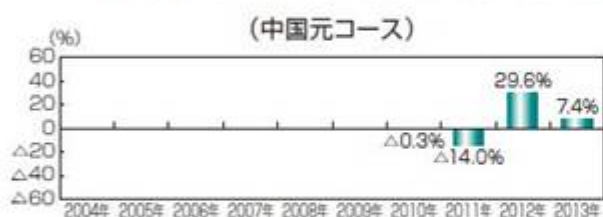
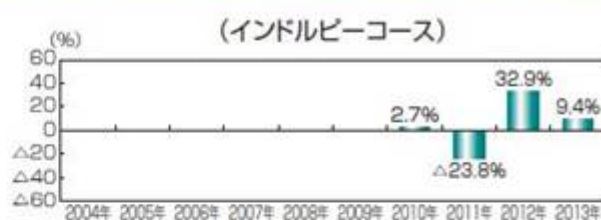
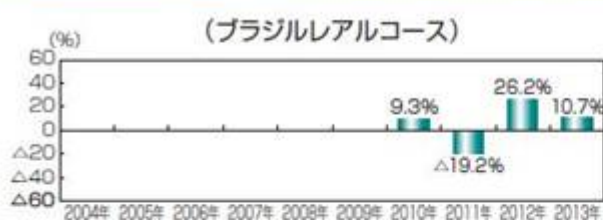
投資対象	比率※1	国別構成比率		通貨別構成比(為替取引前)		種類・業種別構成比	
		国名	比率※2	通貨名	比率※2	種類・業種	比率※2
債券	57.4%	ロシア	22.5%	アメリカドル	94.3%	ソブリン債等	0.0%
		ブラジル	16.5%	ユーロ	5.4%	社債(通信)	22.1%
		アラブ首長国連邦	8.7%	イギリスポンド	0.3%	社債(基礎資材)	21.2%
		イスラエル	8.2%	その他	0.0%	社債(金融)	16.8%
		ウクライナ	6.1%			社債(その他)	39.8%
		その他	38.0%			現金その他	0.0%
株式	25.0%	中国	34.5%	アメリカドル	34.9%	金融	32.6%
		ロシア	15.3%	中国元	17.5%	テクノロジー	17.0%
		韓国	12.9%	香港ドル	14.8%	消費(景気循環型)	13.2%
		台湾	11.9%	韓国ウォン	12.9%	工業	11.0%
		ブラジル	8.4%	ブラジルレアル	4.4%	基礎資材	11.0%
		その他	17.1%	その他	15.5%	その他	15.3%
不動産	13.2%	中国	56.6%	アメリカドル	84.1%	REIT	0.0%
		アラブ首長国連邦	17.6%	ブラジルレアル	6.7%	不動産関連株式	16.5%
		メキシコ	13.5%	香港ドル	5.8%	不動産関連債券	83.5%
		ブラジル	6.7%	中国元	2.0%	その他	0.0%
		サウジアラビア	5.2%	メキシコペソ	1.0%		
		その他	0.3%	その他	0.4%		
その他	4.4%						

※1 当外国投資法人の純資産総額比です。

※2 各投資対象資産内での純資産総額比です。

●上記は、アッシュモア・インベストメント・マネジメント・リミテッドより提供された情報です。

年間収益率の推移



<(ブラジルレアルコース)/(インドルピーコース)/(中国元コース)>

※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2010年は、設定時から2010年末までの騰落率です。

※2013年は、2013年2月末までの騰落率です。

<(ネクストBRICs通貨コース)>

※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2011年は、設定時から2011年末までの騰落率です。

※2013年は、2013年2月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）

日興マネー・アセット・ファンド

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関して、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

※仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日または取得申込日の翌営業日が下記のいずれかに該当する場合、もしくは、取得申込日から起算して9営業日目までの期間中に下記のいずれかが2日以上ある場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨークの銀行休業日

●ロンドンの銀行休業日

●ガーンジーの銀行休業日

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）

日興マネー・アセット・ファンド

(11) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日または解約請求日の翌営業日が下記のいずれかに該当する場合、もしくは、解約請求日から起算して9営業日目までの期間中に下記のいずれかが2日以上ある場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨークの銀行休業日

●ロンドンの銀行休業日

●ガーンジーの銀行休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.25%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して9営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- 委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

- 委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行わない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）

日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）

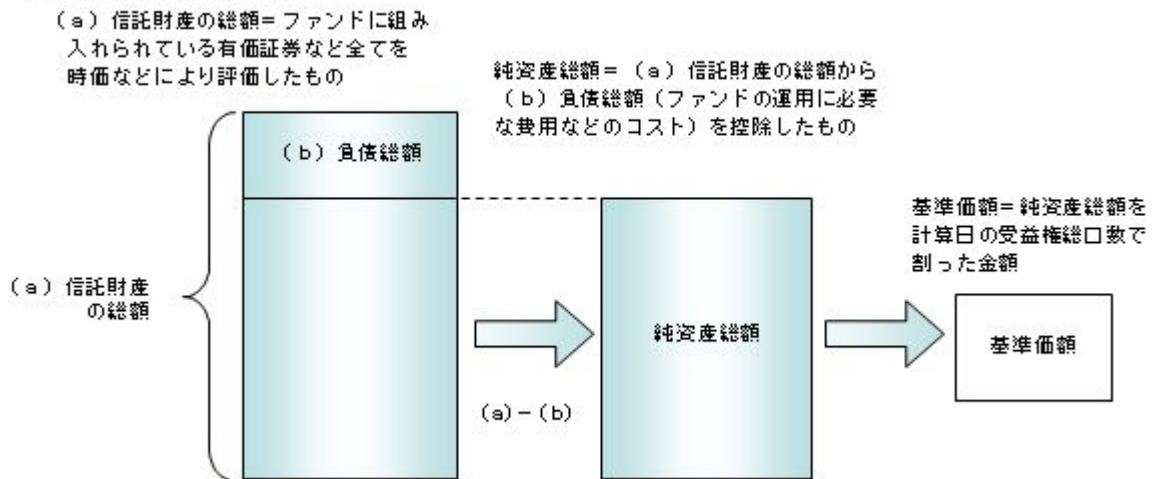
日興マネー・アセット・ファンド

3【資産管理等の概要】**(1) 【資産の評価】****① 基準価額の算出**

- 基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

- 基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

<ブラジルリアルコース／インドルピーコース／中国元コース>

平成32年2月3日までとします（平成22年2月26日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

<ネクストBRICS通貨コース>

平成32年2月3日までとします（平成23年3月2日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月4日から翌月3日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により各ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

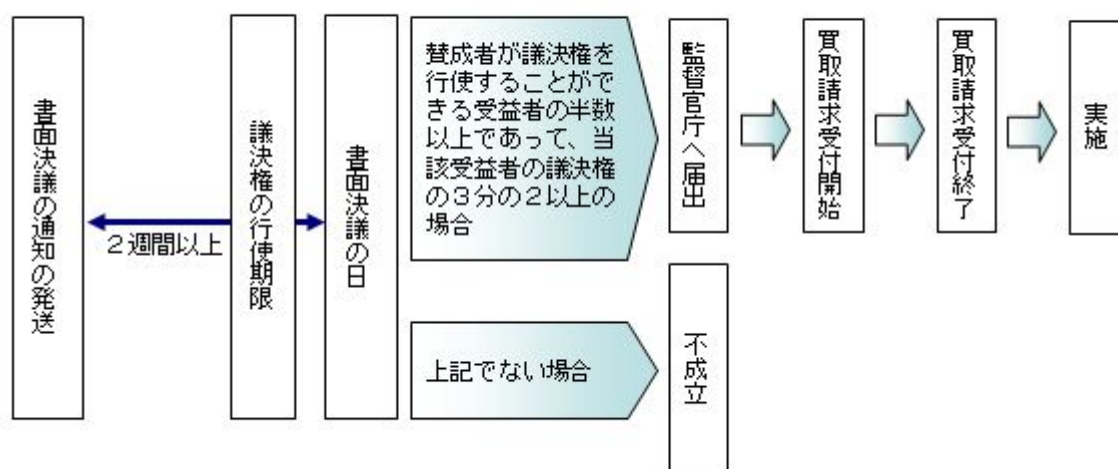
イ) 各ファンドの投資対象とする投資信託証券のいずれかが存続しないこととなった場合

ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難

な場合

- ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ② 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- ③ 信託約款の変更など
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 - 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
 - 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。
- ④ 書面決議
- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
 - 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
 - 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
 - 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
 - 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
 - 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、年2回（2月、8月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

＜日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）＞
＜日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）＞
＜日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）＞
＜日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）＞

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成24年8月4日から平成25年2月4日までの特定期間の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成24年 8 月 3 日現在	当期 平成25年 2 月 4 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,588,029,050	7,631,816,845
投資証券	217,972,956,890	193,097,058,367
親投資信託受益証券	223,492,055	173,467,825
未収入金	258,142,158	2,663,250,823
未収利息	16,606	23,725
流動資産合計	227,042,636,759	203,565,617,585
資産合計	227,042,636,759	203,565,617,585
負債の部		
流動負債		
未払金	146,723,867	—
未払収益分配金	4,632,050,701	3,412,744,139
未払解約金	1,722,190,119	3,783,354,107
未払受託者報酬	6,143,480	5,193,488
未払委託者報酬	196,591,656	166,191,962
その他未払費用	6,345,007	5,098,520
流動負債合計	6,710,044,830	7,372,582,216
負債合計	6,710,044,830	7,372,582,216
純資産の部		
元本等		
元本	421,095,518,324	310,249,467,236
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△200,762,926,395	△114,056,431,867
（分配準備積立金）	394,007	41,561
元本等合計	220,332,591,929	196,193,035,369
純資産合計	220,332,591,929	196,193,035,369
負債純資産合計	227,042,636,759	203,565,617,585

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成24年 2 月 4 日 至 平成24年 8 月 3 日	当期 自 平成24年 8 月 4 日 至 平成25年 2 月 4 日
営業収益		
受取配当金	37,137,538,870	22,401,655,575
受取利息	2,102,603	1,577,196
有価証券売買等損益	△52,183,059,139	37,644,860,945
営業収益合計	△15,043,417,666	60,048,093,716
営業費用		
受託者報酬	42,490,312	31,004,317
委託者報酬	1,359,691,761	992,140,152
その他費用	12,281,610	3,972,660
営業費用合計	1,414,463,683	1,027,117,129
営業利益又は営業損失（△）	△16,457,881,349	59,020,976,587
経常利益又は経常損失（△）	△16,457,881,349	59,020,976,587
当期純利益又は当期純損失（△）	△16,457,881,349	59,020,976,587
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△706,403,009	1,491,643,714
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△160,998,393,965	△200,762,926,395
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,116,444,041	58,789,096,113
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,116,444,041	58,789,096,113
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,365,840,210	6,983,194,117
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,365,840,210	6,983,194,117
分配金	37,763,657,921	22,628,740,341
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△200,762,926,395	△114,056,431,867

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき当該投資証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 当ファンドの計算期間は原則として、毎月4日から翌月3日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は平成24年 8月 4日から平成25年 2月 4日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

		前期 平成24年 8月 3日現在	当期 平成25年 2月 4日現在
1.	期首元本額	457,718,277,290円	421,095,518,324円
	期中追加設定元本額	59,904,449,826円	15,817,506,470円
	期中一部解約元本額	96,527,208,792円	126,663,557,558円
2.	受益権の総数	421,095,518,324口	310,249,467,236口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	200,762,926,395円	114,056,431,867円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成24年 2月 4日 至 平成24年 8月 3日			当期 自 平成24年 8月 4日 至 平成25年 2月 4日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
	自 平成24年2月4日 至 平成24年3月5日			自 平成24年8月4日 至 平成24年9月3日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	6,563,820,494円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	3,993,126,225円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	75,136,678,735円	C	信託約款に定める収益調整金	62,095,500,526円
D	信託約款に定める分配準備積立金	1,640,278円	D	信託約款に定める分配準備積立金	837,958円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	81,702,139,507円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	66,089,464,709円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1788円 1,788円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1707円 1,707円
G	分配金額	6,852,389,910円	G	分配金額	4,258,597,970円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0150円 150円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0110円 110円
	自 平成24年3月6日 至 平成24年4月3日			自 平成24年9月4日 至 平成24年10月3日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	6,390,599,250円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	3,803,444,567円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	74,548,818,779円	C	信託約款に定める収益調整金	57,697,466,466円
D	信託約款に定める分配準備積立金	4,045,389円	D	信託約款に定める分配準備積立金	238,337円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	80,943,463,418円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	61,501,149,370円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1780円 1,780円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1702円 1,702円
G	分配金額	6,819,388,931円	G	分配金額	3,973,130,003円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0150円 150円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0110円 110円
	自 平成24年4月4日 至 平成24年5月7日			自 平成24年10月4日 至 平成24年11月5日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	6,133,507,378円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	3,624,130,972円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	71,154,848,748円	C	信託約款に定める収益調整金	54,799,077,675円
D	信託約款に定める分配準備積立金	13,945,827円	D	信託約款に定める分配準備積立金	1,182,821円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	77,302,301,953円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	58,424,391,468円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1771円 1,771円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1698円 1,698円
G	分配金額	6,543,818,510円	G	分配金額	3,783,690,176円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0150円 150円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0110円 110円
	自 平成24年5月8日 至 平成24年6月4日			自 平成24年11月6日 至 平成24年12月3日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	6,131,294,126円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	3,409,779,953円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円

C	信託約款に定める収益調整金	69,921,637,039円	C	信託約款に定める収益調整金	52,549,855,607円
D	信託約款に定める分配準備積立金	4,689,495円	D	信託約款に定める分配準備積立金	5,425,389円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	76,057,620,660円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	55,965,060,949円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1764円 1,764円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1691円 1,691円
G	分配金額	6,464,024,238円	G	分配金額	3,638,738,231円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0150円 150円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0110円 110円
		自 平成24年6月5日 至 平成24年7月3日			自 平成24年12月4日 至 平成25年1月4日
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	6,207,885,894円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	3,358,701,460円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	69,515,313,193円	C	信託約款に定める収益調整金	51,231,288,296円
D	信託約款に定める分配準備積立金	325,248円	D	信託約款に定める分配準備積立金	2,339,447円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	75,723,524,335円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	54,592,329,203円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1760円 1,760円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1685円 1,685円
G	分配金額	6,451,985,631円	G	分配金額	3,561,839,822円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0150円 150円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0110円 110円
		自 平成24年7月4日 至 平成24年8月3日			自 平成25年1月5日 至 平成25年2月4日
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	4,301,846,810円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	3,274,757,149円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	67,860,344,081円	C	信託約款に定める収益調整金	48,912,688,427円
D	信託約款に定める分配準備積立金	4,669,967円	D	信託約款に定める分配準備積立金	588,037円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	72,166,860,858円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	52,188,033,613円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1713円 1,713円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1682円 1,682円
G	分配金額	4,632,050,701円	G	分配金額	3,412,744,139円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0110円 110円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0110円 110円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 平成24年 2月 4日 至 平成24年 8月 3日	当期 自 平成24年 8月 4日 至 平成25年 2月 4日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 平成24年 8月 3日現在	当期 平成25年 2月 4日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（平成24年8月3日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△10,904,011,555
親投資信託受益証券	0
合計	△10,904,011,555

当期（平成25年2月4日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	17,172,390,247
親投資信託受益証券	17,268
合計	17,172,407,515

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成24年 8月 3日現在		当期 平成25年 2月 4日現在	
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.5232円 (5,232円)	1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.6324円 (6,324円)

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アッシュモア・エマージング・ マーケット・トライアセット・ ファンド・リミテッド BRLクラ ス	299,050,733,108	193,097,058,367	
投資証券 合計		299,050,733,108	193,097,058,367	
親投資信託受益証券	マネー・アセット・マザーファン ド	172,673,527	173,467,825	
親投資信託受益証券 合計		172,673,527	173,467,825	
合計		299,223,406,635	193,270,526,192	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成24年 8 月 3 日現在	当期 平成25年 2 月 4 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,019,247,506	950,416,481
投資証券	29,283,320,458	27,297,435,732
親投資信託受益証券	29,399,790	26,722,774
未収入金	99,567,715	262,048,116
未収利息	1,970	2,954
流動資産合計	30,431,537,439	28,536,626,057
資産合計	30,431,537,439	28,536,626,057
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	572,448,134	427,478,590
未払解約金	179,578,701	481,781,807
未払受託者報酬	833,802	726,658
未払委託者報酬	26,681,994	23,253,363
その他未払費用	2,076,056	1,907,596
流動負債合計	781,618,687	935,148,014
負債合計	781,618,687	935,148,014
純資産の部		
元本等		
元本	57,244,813,442	42,747,859,040
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△27,594,894,690	△15,146,380,997
（分配準備積立金）	39,931	31,893
元本等合計	29,649,918,752	27,601,478,043
純資産合計	29,649,918,752	27,601,478,043
負債純資産合計	30,431,537,439	28,536,626,057

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成24年 2 月 4 日 至 平成24年 8 月 3 日	当期 自 平成24年 8 月 4 日 至 平成25年 2 月 4 日
営業収益		
受取配当金	4,723,751,568	2,782,134,943
受取利息	302,872	211,235
有価証券売買等損益	△5,459,060,745	6,042,280,304
営業収益合計	△735,006,305	8,824,626,482
営業費用		
受託者報酬	6,002,697	4,274,734
委託者報酬	192,088,304	136,793,483
その他費用	2,920,266	547,195
営業費用合計	201,011,267	141,615,412
営業利益又は営業損失（△）	△936,017,572	8,683,011,070
経常利益又は経常損失（△）	△936,017,572	8,683,011,070
当期純利益又は当期純損失（△）	△936,017,572	8,683,011,070
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△71,049,590	181,449,136
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△28,151,935,343	△27,594,894,690
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,667,508,004	7,791,023,565
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,667,508,004	7,791,023,565
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,505,255,181	1,046,417,131
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,505,255,181	1,046,417,131
分配金	4,740,244,188	2,797,654,675
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△27,594,894,690	△15,146,380,997

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき当該投資証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 当ファンドの計算期間は原則として、毎月4日から翌月3日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は平成24年 8月 4日から平成25年 2月 4日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

		前期 平成24年 8月 3日現在	当期 平成25年 2月 4日現在
1.	期首元本額	72,857,812,468円	57,244,813,442円
	期中追加設定元本額	3,875,507,194円	2,448,636,717円
	期中一部解約元本額	19,488,506,220円	16,945,591,119円
2.	受益権の総数	57,244,813,442口	42,747,859,040口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	27,594,894,690円	15,146,380,997円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成24年 2月 4日 至 平成24年 8月 3日			当期 自 平成24年 8月 4日 至 平成25年 2月 4日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
	自 平成24年2月4日 至 平成24年3月5日			自 平成24年8月4日 至 平成24年9月3日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	882,508,632円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	490,432,252円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	9,765,683,214円	C	信託約款に定める収益調整金	7,147,288,291円
D	信託約款に定める分配準備積立金	217,173円	D	信託約款に定める分配準備積立金	174,813円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	10,648,409,019円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	7,637,895,356円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1527円 1,527円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1461円 1,461円
G	分配金額	905,985,792円	G	分配金額	522,585,650円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0130円 130円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円
	自 平成24年3月6日 至 平成24年4月3日			自 平成24年9月4日 至 平成24年10月3日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	831,059,985円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	477,494,214円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	9,513,541,643円	C	信託約款に定める収益調整金	6,696,735,699円
D	信託約款に定める分配準備積立金	415,178円	D	信託約款に定める分配準備積立金	13,149円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	10,345,016,806円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	7,174,243,062円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1520円 1,520円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1458円 1,458円
G	分配金額	884,218,205円	G	分配金額	491,761,551円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0130円 130円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円
	自 平成24年4月4日 至 平成24年5月7日			自 平成24年10月4日 至 平成24年11月5日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	765,594,281円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	444,262,039円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	8,722,366,864円	C	信託約款に定める収益調整金	6,336,835,927円
D	信託約款に定める分配準備積立金	2,624,636円	D	信託約款に定める分配準備積立金	179,383円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	9,490,585,781円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	6,781,277,349円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1513円 1,513円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1454円 1,454円
G	分配金額	815,143,327円	G	分配金額	466,130,843円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0130円 130円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円
	自 平成24年5月8日 至 平成24年6月4日			自 平成24年11月6日 至 平成24年12月3日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	753,711,342円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	425,709,652円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円

C	信託約款に定める収益調整金	8,433,175,580円	C	信託約款に定める収益調整金	6,077,645,677円
D	信託約款に定める分配準備積立金	1,122,907円	D	信託約款に定める分配準備積立金	568,554円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	9,188,009,829円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	6,503,923,883円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1507円 1,507円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1449円 1,449円
G	分配金額	792,338,436円	G	分配金額	448,575,218円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0130円 130円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円
		自 平成24年6月5日 至 平成24年7月3日			自 平成24年12月4日 至 平成25年1月4日
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	746,589,537円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	416,397,265円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	8,161,518,847円	C	信託約款に定める収益調整金	5,956,281,562円
D	信託約款に定める分配準備積立金	39,190円	D	信託約款に定める分配準備積立金	361,327円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	8,908,147,574円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	6,373,040,154円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1503円 1,503円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1444円 1,444円
G	分配金額	770,110,294円	G	分配金額	441,122,823円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0130円 130円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円
		自 平成24年7月4日 至 平成24年8月3日			自 平成25年1月5日 至 平成25年2月4日
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	536,291,283円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	413,000,517円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	7,864,681,128円	C	信託約款に定める収益調整金	5,749,956,433円
D	信託約款に定める分配準備積立金	132,549円	D	信託約款に定める分配準備積立金	61,190円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	8,401,104,960円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	6,163,018,140円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1467円 1,467円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1441円 1,441円
G	分配金額	572,448,134円	G	分配金額	427,478,590円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 平成24年 2月 4日 至 平成24年 8月 3日	当期 自 平成24年 8月 4日 至 平成25年 2月 4日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 平成24年 8月 3日現在	当期 平成25年 2月 4日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（平成24年8月3日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△922,132,211
親投資信託受益証券	2,920
合計	△922,129,291

当期（平成25年2月4日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	2,473,374,913
親投資信託受益証券	2,659
合計	2,473,377,572

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成24年 8月 3日現在		当期 平成25年 2月 4日現在	
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.5179円 (5,179円)	1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.6457円 (6,457円)

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アッシュモア・エマージング・ マーケット・トライアセット・ ファンド・リミテッド INRクラ ス	41,618,288,966	27,297,435,732	
投資証券 合計		41,618,288,966	27,297,435,732	
親投資信託受益証券	マネー・アセット・マザーファン ド	26,600,413	26,722,774	
親投資信託受益証券 合計		26,600,413	26,722,774	
合計		41,644,889,379	27,324,158,506	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成24年 8 月 3 日現在	当期 平成25年 2 月 4 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	37,726,088	44,657,376
投資証券	1,153,053,744	1,041,206,401
親投資信託受益証券	1,193,040	1,037,214
未収入金	23,971,815	32,373,398
未収利息	72	138
流動資産合計	1,215,944,759	1,119,274,527
資産合計	1,215,944,759	1,119,274,527
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	19,807,597	14,627,797
未払解約金	5,478,050	47,635,091
未払受託者報酬	33,233	28,313
未払委託者報酬	1,063,860	906,333
その他未払費用	682,831	939,239
流動負債合計	27,065,571	64,136,773
負債合計	27,065,571	64,136,773
純資産の部		
元本等		
元本	1,980,759,794	1,462,779,746
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△791,880,606	△407,641,992
（分配準備積立金）	239,271	797
元本等合計	1,188,879,188	1,055,137,754
純資産合計	1,188,879,188	1,055,137,754
負債純資産合計	1,215,944,759	1,119,274,527

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成24年 2 月 4 日 至 平成24年 8 月 3 日	当期 自 平成24年 8 月 4 日 至 平成25年 2 月 4 日
営業収益		
受取配当金	149,412,320	95,002,466
受取利息	10,767	9,205
有価証券売買等損益	△109,875,424	192,701,226
営業収益合計	39,547,663	287,712,897
営業費用		
受託者報酬	224,928	165,367
委託者報酬	7,199,768	5,293,797
その他費用	714,098	284,165
営業費用合計	8,138,794	5,743,329
営業利益又は営業損失（△）	31,408,869	281,969,568
経常利益又は経常損失（△）	31,408,869	281,969,568
当期純利益又は当期純損失（△）	31,408,869	281,969,568
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,445,822	11,000,199
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△748,076,198	△791,880,606
剰余金増加額又は欠損金減少額	206,133,088	276,850,182
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	206,133,088	276,850,182
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	126,853,361	68,357,718
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	126,853,361	68,357,718
分配金	152,047,182	95,223,219
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△791,880,606	△407,641,992

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき当該投資証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 当ファンドの計算期間は原則として、毎月4日から翌月3日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は平成24年 8月 4日から平成25年 2月 4日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

		前期 平成24年 8月 3日現在	当期 平成25年 2月 4日現在
1.	期首元本額	2,157,976,518円	1,980,759,794円
	期中追加設定元本額	378,089,960円	203,413,561円
	期中一部解約元本額	555,306,684円	721,393,609円
2.	受益権の総数	1,980,759,794口	1,462,779,746口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	791,880,606円	407,641,992円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成24年 2月 4日 至 平成24年 8月 3日			当期 自 平成24年 8月 4日 至 平成25年 2月 4日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
	自 平成24年2月4日 至 平成24年3月5日			自 平成24年8月4日 至 平成24年9月3日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	25,180,506円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	17,597,776円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	213,023,799円	C	信託約款に定める収益調整金	187,942,375円
D	信託約款に定める分配準備積立金	10,334,645円	D	信託約款に定める分配準備積立金	288,265円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	248,538,950円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	205,828,416円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1140円 1,140円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1077円 1,077円
G	分配金額	26,161,448円	G	分配金額	19,105,636円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0120円 120円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円
	自 平成24年3月6日 至 平成24年4月3日			自 平成24年9月4日 至 平成24年10月3日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	25,103,838円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	16,159,532円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	219,742,096円	C	信託約款に定める収益調整金	165,772,752円
D	信託約款に定める分配準備積立金	9,202,170円	D	信託約款に定める分配準備積立金	1,253円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	254,048,104円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	181,933,537円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1132円 1,132円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1072円 1,072円
G	分配金額	26,929,359円	G	分配金額	16,957,961円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0120円 120円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円
	自 平成24年4月4日 至 平成24年5月7日			自 平成24年10月4日 至 平成24年11月5日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	24,335,655円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	14,384,218円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	216,838,387円	C	信託約款に定める収益調整金	144,812,420円
D	信託約款に定める分配準備積立金	7,247,615円	D	信託約款に定める分配準備積立金	1,352円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	248,421,657円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	159,197,990円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1123円 1,123円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1069円 1,069円
G	分配金額	26,538,191円	G	分配金額	14,884,710円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0120円 120円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円
	自 平成24年5月8日 至 平成24年6月4日			自 平成24年11月6日 至 平成24年12月3日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	25,701,653円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	13,962,895円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円

C	信託約款に定める収益調整金	225,869,327円	C	信託約款に定める収益調整金	143,430,127円
D	信託約款に定める分配準備積立金	5,021,156円	D	信託約款に定める分配準備積立金	9,271円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	256,592,136円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	157,402,293円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1116円 1,116円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1064円 1,064円
G	分配金額	27,587,340円	G	分配金額	14,790,869円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0120円 120円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円
		自 平成24年6月5日 至 平成24年7月3日			自 平成24年12月4日 至 平成25年1月4日
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	24,009,701円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	14,046,731円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	205,008,616円	C	信託約款に定める収益調整金	143,246,876円
D	信託約款に定める分配準備積立金	2,834,866円	D	信託約款に定める分配準備積立金	6,971円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	231,853,183円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	157,300,578円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1111円 1,111円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1058円 1,058円
G	分配金額	25,023,247円	G	分配金額	14,856,246円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0120円 120円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円
		自 平成24年7月4日 至 平成24年8月3日			自 平成25年1月5日 至 平成25年2月4日
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	18,180,966円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	13,697,166円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	194,840,624円	C	信託約款に定める収益調整金	140,692,798円
D	信託約款に定める分配準備積立金	1,865,902円	D	信託約款に定める分配準備積立金	11,339円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	214,887,492円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	154,401,303円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1084円 1,084円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.1055円 1,055円
G	分配金額	19,807,597円	G	分配金額	14,627,797円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 平成24年 2月 4日 至 平成24年 8月 3日	当期 自 平成24年 8月 4日 至 平成25年 2月 4日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 平成24年 8月 3日現在	当期 平成25年 2月 4日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（平成24年8月3日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△24,701,498
親投資信託受益証券	0
合計	△24,701,498

当期（平成25年2月4日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	70,911,308
親投資信託受益証券	102
合計	70,911,410

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成24年 8月 3日現在		当期 平成25年 2月 4日現在	
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.6002円 (6,002円)	1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.7213円 (7,213円)

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アッシュモア・エマージング・ マーケット・トライアセット・ ファンド・リミテッド CNYクラ ス	1,415,451,878	1,041,206,401	
投資証券 合計		1,415,451,878	1,041,206,401	
親投資信託受益証券	マネー・アセット・マザーファン ド	1,032,465	1,037,214	
親投資信託受益証券 合計		1,032,465	1,037,214	
合計		1,416,484,343	1,042,243,615	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成24年 8 月 3 日現在	当期 平成25年 2 月 4 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	117,333,343	28,518,380
投資証券	718,136,396	509,581,870
親投資信託受益証券	734,910	520,660
未収入金	3,004,936	10,481,052
未収利息	226	88
流動資産合計	839,209,811	549,102,050
資産合計	839,209,811	549,102,050
負債の部		
流動負債		
未払金	62,471,191	14,076,185
未払収益分配金	11,074,828	6,578,202
未払解約金	36,853,934	8,847,036
未払受託者報酬	18,832	14,257
未払委託者報酬	602,955	456,556
その他未払費用	365,878	661,579
流動負債合計	111,387,618	30,633,815
負債合計	111,387,618	30,633,815
純資産の部		
元本等		
元本	1,107,482,847	657,820,278
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△379,660,654	△139,352,043
（分配準備積立金）	327	528
元本等合計	727,822,193	518,468,235
純資産合計	727,822,193	518,468,235
負債純資産合計	839,209,811	549,102,050

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成24年 2 月 4 日 至 平成24年 8 月 3 日	当期 自 平成24年 8 月 4 日 至 平成25年 2 月 4 日
営業収益		
受取配当金	80,157,005	51,261,045
受取利息	8,569	8,618
有価証券売買等損益	△81,834,874	115,837,922
営業収益合計	△1,669,300	167,107,585
営業費用		
受託者報酬	120,456	98,411
委託者報酬	3,856,318	3,151,058
その他費用	382,426	312,475
営業費用合計	4,359,200	3,561,944
営業利益又は営業損失（△）	△6,028,500	163,545,641
経常利益又は経常損失（△）	△6,028,500	163,545,641
当期純利益又は当期純損失（△）	△6,028,500	163,545,641
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△8,518,635	13,541,368
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△257,492,116	△379,660,654
剰余金増加額又は欠損金減少額	159,346,839	231,479,487
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	159,346,839	231,479,487
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	201,040,925	89,756,014
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	201,040,925	89,756,014
分配金	82,964,587	51,419,135
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△379,660,654	△139,352,043

（３）【注記表】**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき当該投資証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 当ファンドの計算期間は原則として、毎月4日から翌月3日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は平成24年 8月 4日から平成25年 2月 4日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

		前期 平成24年 8月 3日現在	当期 平成25年 2月 4日現在
1.	期首元本額	919,861,885円	1,107,482,847円
	期中追加設定元本額	735,663,753円	314,644,397円
	期中一部解約元本額	548,042,791円	764,306,966円
2.	受益権の総数	1,107,482,847口	657,820,278口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	379,660,654円	139,352,043円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成24年 2月 4日 至 平成24年 8月 3日			当期 自 平成24年 8月 4日 至 平成25年 2月 4日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
	自 平成24年2月4日 至 平成24年3月5日			自 平成24年8月4日 至 平成24年9月3日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	11,858,325円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	8,693,940円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	57,250,115円	C	信託約款に定める収益調整金	53,898,224円
D	信託約款に定める分配準備積立金	4,686,245円	D	信託約款に定める分配準備積立金	6,503円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	73,794,685円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	62,598,667円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0729円 729円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0668円 668円
G	分配金額	13,145,917円	G	分配金額	9,368,895円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0130円 130円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円
	自 平成24年3月6日 至 平成24年4月3日			自 平成24年9月4日 至 平成24年10月3日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	13,887,140円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	8,725,464円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	69,116,217円	C	信託約款に定める収益調整金	52,139,055円
D	信託約款に定める分配準備積立金	3,265,843円	D	信託約款に定める分配準備積立金	456円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	86,269,200円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	60,864,975円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0723円 723円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0666円 666円
G	分配金額	15,502,083円	G	分配金額	9,136,204円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0130円 130円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円
	自 平成24年4月4日 至 平成24年5月7日			自 平成24年10月4日 至 平成24年11月5日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	13,525,333円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	8,947,740円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	66,211,126円	C	信託約款に定める収益調整金	53,365,864円
D	信託約款に定める分配準備積立金	1,660,458円	D	信託約款に定める分配準備積立金	10,511円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	81,396,917円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	62,324,115円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0717円 717円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0663円 663円
G	分配金額	14,750,229円	G	分配金額	9,387,068円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0130円 130円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円
	自 平成24年5月8日 至 平成24年6月4日			自 平成24年11月6日 至 平成24年12月3日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	12,962,417円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	8,807,552円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円

C	信託約款に定める収益調整金	61,177,682円	C	信託約款に定める収益調整金	52,341,070円
D	信託約款に定める分配準備積立金	463,544円	D	信託約款に定める分配準備積立金	52,979円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	74,603,643円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	61,201,601円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0711円 711円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0661円 661円
G	分配金額	13,626,754円	G	分配金額	9,257,043円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0130円 130円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円
		自 平成24年6月5日 至 平成24年7月3日			自 平成24年12月4日 至 平成25年1月4日
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	14,378,346円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	7,401,123円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	66,841,734円	C	信託約款に定める収益調整金	43,234,681円
D	信託約款に定める分配準備積立金	436円	D	信託約款に定める分配準備積立金	46,604円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	81,220,516円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	50,682,408円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0710円 710円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0658円 658円
G	分配金額	14,864,776円	G	分配金額	7,691,723円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0130円 130円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円
		自 平成24年7月4日 至 平成24年8月3日			自 平成25年1月5日 至 平成25年2月4日
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	9,267,693円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	5,868,489円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	65,448,244円	C	信託約款に定める収益調整金	37,327,417円
D	信託約款に定める分配準備積立金	1,157円	D	信託約款に定める分配準備積立金	453円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	74,717,094円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	43,196,359円
F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0674円 674円	F	分配対象収益(1口当たり) (1万口当たり)	0.0656円 656円
G	分配金額	11,074,828円	G	分配金額	6,578,202円
H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円	H	分配金額(1口当たり) (1万口当たり)	0.0100円 100円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 平成24年 2月 4日 至 平成24年 8月 3日	当期 自 平成24年 8月 4日 至 平成25年 2月 4日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 平成24年 8月 3日現在	当期 平成25年 2月 4日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

前期（平成24年8月3日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△8,370,902
親投資信託受益証券	63
合計	△8,370,839

当期（平成25年2月4日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	22,017,697
親投資信託受益証券	50
合計	22,017,747

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 平成24年 8月 3日現在		当期 平成25年 2月 4日現在	
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.6572円 (6,572円)	1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.7882円 (7,882円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アッシュモア・エマージング・マーケット・トライアセット・ファンド・リミテッド New EMカレンシーズ・クラス	648,322,991	509,581,870	
投資証券 合計		648,322,991	509,581,870	
親投資信託受益証券	マネー・アセット・マザーファンド	518,276	520,660	
親投資信託受益証券 合計		518,276	520,660	
合計		648,841,267	510,102,530	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2013年2月28日現在です。

<日興アッシュモア新興国財産３分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）>

【純資産額計算書】

I 資産総額	187,866,662,664 円
II 負債総額	4,651,365,853 円
III 純資産総額（I－II）	183,215,296,811 円
IV 発行済口数	293,936,750,090 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6233 円

<日興アッシュモア新興国財産３分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）>

純資産額計算書

I 資産総額	26,126,279,780 円
II 負債総額	850,489,135 円
III 純資産総額（I－II）	25,275,790,645 円
IV 発行済口数	40,116,619,158 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6301 円

<日興アッシュモア新興国財産３分法ファンド毎月分配型（中国元コース）>

純資産額計算書

I 資産総額	987,978,983 円
II 負債総額	64,846,539 円
III 純資産総額（I－II）	923,132,444 円
IV 発行済口数	1,303,032,661 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7084 円

<日興アッシュモア新興国財産３分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）>

純資産額計算書

I 資産総額	540,185,158 円
II 負債総額	20,166,725 円
III 純資産総額（I－II）	520,018,433 円
IV 発行済口数	658,229,110 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7900 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】**(1) 名義書換**

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容**① 譲渡制限はありません。****② 受益権の譲渡**

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

平成25年2月末現在

資本金

17,363,045,900円

発行可能株式総数

230,000,000株

発行済株式総数

197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）
平成21年10月1日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

(2) 会社の意思決定機関

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

(平成25年2月末現在)

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

(平成25年2月末現在)

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成25年2月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	437	84,545
株式投資信託	372	67,102
単位型	43	938
追加型	329	66,164
公社債投資信託	65	17,442
単位型	48	529
追加型	17	16,912
投資法人合計	1	35

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第53期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第52期 (平成23年 3月31日)		第53期 (平成24年 3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	21,290	※3	17,352
前払費用		330		332
未収入金		4		1
未収委託者報酬		6,173		5,872
未収収益	※3	422	※3	543
関係会社短期貸付金		—		33
立替金		504		1,094
繰延税金資産		1,142		1,084
その他	※2	30	※2	30
流動資産合計		29,897		26,345
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	67	※1	66
器具備品	※1	147	※1	137
有形固定資産合計		215		203
無形固定資産				
ソフトウェア		101		72
無形固定資産合計		101		72
投資その他の資産				
投資有価証券		7,030		3,002
関係会社株式		16,225		24,320
関係会社長期貸付金		60		60
長期差入保証金		962		774
繰延税金資産		868		723
投資その他の資産合計		25,147		28,880
固定資産合計		25,463		29,156
資産合計		55,361		55,502

	第52期 (平成23年 3 月31日)	第53期 (平成24年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	150	194
未払金	3,354	3,086
未払収益分配金	8	7
未払償還金	181	129
未払手数料 ※3	2,870	2,486
その他未払金	294	462
未払費用 ※3	3,253	2,807
未払法人税等	945	1,295
未払消費税等	108	281
賞与引当金	2,149	2,039
役員賞与引当金	237	105
流動負債合計	10,199	9,809
固定負債		
退職給付引当金	818	907
その他	55	55
固定負債合計	874	963
負債合計	11,073	10,773
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
その他資本剰余金	4	—
資本剰余金合計	5,225	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	21,703	22,172
利益剰余金合計	21,703	22,172
自己株式	△68	△68
株主資本合計	44,224	44,687
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	63	42
評価・換算差額等合計	63	42
純資産合計	44,287	44,729
負債純資産合計	55,361	55,502

（２）【損益計算書】

(単位：百万円)

	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	52,650	56,698
その他営業収益	2,581	2,025
営業収益合計	55,231	58,724
営業費用		
支払手数料	26,518	29,251
広告宣伝費	803	673
公告費	13	3
調査費	11,373	11,397
調査費	698	719
委託調査費	10,654	10,660
図書費	20	18
委託計算費	335	348
営業雑経費	557	577
通信費	176	206
印刷費	287	247
協会費	41	43
諸会費	8	9
その他	43	70
営業費用計	39,601	42,252
一般管理費		
給料	7,045	6,991
役員報酬	239	237
役員賞与引当金繰入額	237	105
給料・手当	4,391	4,508
賞与	27	101
賞与引当金繰入額	2,149	2,039
交際費	73	74
寄付金	140	111
旅費交通費	389	328
租税公課	133	145
不動産賃借料	921	749
退職給付費用	305	307
退職金	12	8
固定資産減価償却費	175	143
諸経費	2,953	3,110
一般管理費計	12,149	11,971
営業利益	3,480	4,500

	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
営業外収益		
受取利息	2	15
受取配当金	※ 1 1,071	※ 1 757
有価証券償還益	29	19
時効成立分配金・償還金	8	35
その他	10	18
営業外収益合計	1,121	846
営業外費用		
支払利息	10	10
時効成立後支払分配金・償還金	34	77
支払源泉所得税	106	74
為替差損	1	35
弁護士報酬等	—	180
その他	0	4
営業外費用合計	153	381
経常利益	4,448	4,965
特別利益		
投資有価証券売却益	49	1
子会社投資損失引当金戻入額	576	—
その他	23	—
特別利益合計	649	1
特別損失		
投資有価証券売却損	0	0
固定資産処分損	4	6
役員退職一時金	—	369
過年度敷金償却費用	58	—
特別損失合計	62	376
税引前当期純利益	5,034	4,590
法人税、住民税及び事業税	1,134	1,795
法人税等調整額	705	224
法人税等合計	1,839	2,020
当期純利益	3,195	2,570

(3) 【株主資本等変動計算書】

	(単位：百万円)	
	第52期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,363	17,363
当期末残高	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	5,220	5,220
当期末残高	5,220	5,220
その他資本剰余金		
当期首残高	4	4
当期変動額		
自己株式の処分	—	△4
当期変動額合計	—	△4
当期末残高	4	—
資本剰余金合計		
当期首残高	5,225	5,225
当期変動額		
自己株式の処分	—	△4
当期変動額合計	—	△4
当期末残高	5,225	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	18,814	21,703
当期変動額		
剰余金の配当	△305	△1,502
当期純利益	3,195	2,570
自己株式の処分	—	△599
当期変動額合計	2,889	468
当期末残高	21,703	22,172
利益剰余金合計		
当期首残高	18,814	21,703
当期変動額		
剰余金の配当	△305	△1,502
当期純利益	3,195	2,570
自己株式の処分	—	△599
当期変動額合計	2,889	468
当期末残高	21,703	22,172

	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
自己株式		
当期首残高	△53	△68
当期変動額		
自己株式の取得	△14	△8,700
自己株式の処分	—	8,700
当期変動額合計	△14	—
当期末残高	△68	△68
株主資本合計		
当期首残高	41,349	44,224
当期変動額		
剰余金の配当	△305	△1,502
当期純利益	3,195	2,570
自己株式の取得	△14	△8,700
自己株式の処分	—	8,095
当期変動額合計	2,874	463
当期末残高	44,224	44,687
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	121	63
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△57	△21
当期変動額合計	△57	△21
当期末残高	63	42
評価・換算差額等合計		
当期首残高	121	63
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△57	△21
当期変動額合計	△57	△21
当期末残高	63	42
純資産合計		
当期首残高	41,470	44,287
当期変動額		
剰余金の配当	△305	△1,502
当期純利益	3,195	2,570
自己株式の取得	△14	△8,700
自己株式の処分	—	8,095
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△57	△21
当期変動額合計	2,817	441
当期末残高	44,287	44,729

重要な会計方針

	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 4年～5年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

追加情報

第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項 (貸借対照表関係)

第52期 (平成23年3月31日)	第53期 (平成24年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 971百万円 器具備品 571百万円 ※2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。なお、野村信託銀行株式会社は平成22年7月20日付でN C T信託銀行株式会社を合併しております。 ※3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 10,013百万円 未収収益 31百万円 (流動負債) 未払手数料 24百万円 未払費用 226百万円 ※4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務112百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務177百万円に対して保証を行っております。	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,012百万円 器具備品 590百万円 ※2 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金 5,802百万円 未収収益 217百万円 (流動負債) 未払手数料 42百万円 未払費用 259百万円 ※4 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務110百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワーアソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務138百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

第52期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 1,066百万円	※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 743百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第52期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	85,000	24,600	—	109,600

(注) 自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	19,559,100	—	231,000	19,328,100	—
	平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	—	1,702,800	—	1,702,800	—
	平成22年度 ストックオプション(1)	普通株式	—	2,310,000	—	2,310,000	—
合計			19,559,100	4,012,800	231,000	23,340,900	—

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 平成21年度ストックオプション(2)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3 平成22年度ストックオプション(1)の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成22年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月20日 取締役会	普通株式	305	1.55	平成22年3月31日	平成22年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,502	7.63	平成23年3月31日	平成23年6月22日

第53期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	14,283,400	14,283,400	109,600

（注） 自己株式の増加は、自己株式の取得であり、自己株式の減少は、自己株式の処分であります。

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
			当事業年 度期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出会社	平成21年度 ストックオプション（1）	普通株式	19,328,100	—	112,200	19,215,900	—
	平成21年度 ストックオプション（2）	普通株式	1,702,800	—	26,400	1,676,400	—
	平成22年度 ストックオプション（1）	普通株式	2,310,000	—	—	2,310,000	—
	第1回新株予約権	普通株式	—	2,955,200	—	2,955,200	—
	平成23年度 ストックオプション（1）	普通株式	—	6,101,700	9,900	6,091,800	—
合計			23,340,900	9,056,900	148,500	32,249,300	—

（注） 1 平成21年度ストックオプション（1）の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 平成21年度ストックオプション（2）の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

3 第1回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。

4 平成23年度ストックオプション（1）の増加は、新株予約権の発行によるものであり、減少は新株予約権の失効によるものであります。

5 平成21年度ストックオプション（1）9,837,300株、平成21年度ストックオプション（2）871,200株、平成22年度ストックオプション（1）1,155,000株、第1回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション（1）は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年5月23日 取締役会	普通株式	1,502	7.63	平成23年3月31日	平成23年6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,468	7.46	平成24年3月31日	平成24年6月19日

(リース取引関係)

第52期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	731百万円	1年内	740百万円
1年超	2,234百万円	1年超	1,548百万円
合計	2,966百万円	合計	2,288百万円

(金融商品関係)

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図って

おります。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	21,290	21,290	—
(2) 未収委託者報酬	6,173	6,173	—
(3) 未収収益	422	422	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	6,882	6,882	—
(5) 関係会社株式 子会社株式	1,404	1,672	268
(6) 未払金	(3,354)	(3,354)	—
(7) 未払費用	(3,253)	(3,253)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、株式は市場価格、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額11,928百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	21,290	—	—	—
未収委託者報酬	6,173	—	—	—
未収収益	422	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	5,733	556	421
合 計	27,885	5,733	556	421

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	17,352	17,352	—
(2) 未収委託者報酬	5,872	5,872	—
(3) 未収収益	543	543	—
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	2,854	2,854	—
(5) 関係会社株式			
関連会社株式	1,404	1,615	210
(6) 未払金	(3,086)	(3,086)	—
(7) 未払費用	(2,807)	(2,807)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、株式は市場価格、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額20,023百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	17,352	—	—	—
未収委託者報酬	5,872	—	—	—
未収収益	543	—	—	—
投資有価証券				
投資信託	—	362	479	439
合 計	23,768	362	479	439

(有価証券関係)

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
子会社株式	1,404	1,672	268
合 計	1,404	1,672	268

(注) 子会社株式（貸借対照表計上額11,928百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	31	7	24
	そ の 他	5,560	5,363	196
	小 計	5,591	5,370	220
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	そ の 他	1,291	1,404	△ 113
	小 計	1,291	1,404	△ 113
合 計		6,882	6,775	107

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	144	49	0
合 計	144	49	0

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
関連会社株式	1,404	1,615	210
合 計	1,404	1,615	210

(注) 子会社株式（貸借対照表計上額20,023百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	35	7	28
	そ の 他	1,177	999	177
	小 計	1,212	1,006	206
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,642	1,784	△ 141
	小 計	1,642	1,784	△ 141
合 計		2,854	2,790	64

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	112	1	0
合 計	112	1	0

(持分法損益等)

第52期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,703 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,054	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 4,407 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 6,834 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 927

(退職給付関係)

第52期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第53期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)																																																
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュ・バランスプラン型退職金制度を設けております。 2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>△890</td></tr> <tr> <td>ロ 未積立退職給付債務</td><td>△890</td></tr> <tr> <td>ハ 未認識数理計算上の差異</td><td>72</td></tr> <tr> <td>ニ 退職給付引当金残高</td><td>△818</td></tr> </table> 3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 勤務費用</td><td>95</td></tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td><td>14</td></tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>30</td></tr> <tr> <td>ニ 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>165</td></tr> <tr> <td>ホ 退職給付費用合計</td><td>305</td></tr> </table> 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ 割引率</td><td>1.6%</td></tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ 退職給付債務	△890	ロ 未積立退職給付債務	△890	ハ 未認識数理計算上の差異	72	ニ 退職給付引当金残高	△818	イ 勤務費用	95	ロ 利息費用	14	ハ 数理計算上の差異の費用処理額	30	ニ 確定拠出型企業年金への掛金	165	ホ 退職給付費用合計	305	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ 割引率	1.6%	ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年	1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュ・バランスプラン型退職金制度を設けております。 2 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>△985</td></tr> <tr> <td>ロ 未積立退職給付債務</td><td>△985</td></tr> <tr> <td>ハ 未認識数理計算上の差異</td><td>77</td></tr> <tr> <td>ニ 退職給付引当金残高</td><td>△907</td></tr> </table> 3 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr> <td>イ 勤務費用</td><td>97</td></tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td><td>14</td></tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>27</td></tr> <tr> <td>ニ 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>168</td></tr> <tr> <td>ホ 退職給付費用合計</td><td>307</td></tr> </table> 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr> <td>ロ 割引率</td><td>1.4%</td></tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ 退職給付債務	△985	ロ 未積立退職給付債務	△985	ハ 未認識数理計算上の差異	77	ニ 退職給付引当金残高	△907	イ 勤務費用	97	ロ 利息費用	14	ハ 数理計算上の差異の費用処理額	27	ニ 確定拠出型企業年金への掛金	168	ホ 退職給付費用合計	307	イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ 割引率	1.4%	ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年
イ 退職給付債務	△890																																																
ロ 未積立退職給付債務	△890																																																
ハ 未認識数理計算上の差異	72																																																
ニ 退職給付引当金残高	△818																																																
イ 勤務費用	95																																																
ロ 利息費用	14																																																
ハ 数理計算上の差異の費用処理額	30																																																
ニ 確定拠出型企業年金への掛金	165																																																
ホ 退職給付費用合計	305																																																
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																
ロ 割引率	1.6%																																																
ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																
イ 退職給付債務	△985																																																
ロ 未積立退職給付債務	△985																																																
ハ 未認識数理計算上の差異	77																																																
ニ 退職給付引当金残高	△907																																																
イ 勤務費用	97																																																
ロ 利息費用	14																																																
ハ 数理計算上の差異の費用処理額	27																																																
ニ 確定拠出型企業年金への掛金	168																																																
ホ 退職給付費用合計	307																																																
イ 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																
ロ 割引率	1.4%																																																
ハ 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																

（ストックオプション等関係）

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 2,310,000株
付与日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	19,559,100	—
付与	0	1,702,800
失効	231,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	19,328,100	1,702,800
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成22年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日
権利確定前(株)	
期首	—
付与	2,310,000
失効	0
権利確定	0
権利未確定残	2,310,000
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りに
よっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 — 百万円

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプション の付与数（注）	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使 可能初日」といいます。）、当該権利 行使可能初日から1年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら2年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2分の1、4分の1、4分の1ずつ権 利確定する。ただし、本新株予約権の 行使時において、当社が株式公開し ていることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社の従業員 186名
株式の種類別のストックオプション の付与数（注）	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使 可能初日」といいます。）、当該権利 行使可能初日から1年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら2年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2分の1、4分の1、4分の1ずつ権 利確定する。ただし、本新株予約権の 行使時において、当社が株式公開し ていることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使 可能初日」といいます。）、当該権利 行使可能初日から1年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら2年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2分の1、4分の1、4分の1ずつ権 利確定する。ただし、本新株予約権の 行使時において、当社が株式公開し ていることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2 年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	19,328,100	1,702,800
付与	0	0
失効	112,200	26,400
権利確定	0	0
権利未確定残	19,215,900	1,676,400
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	—
付与	0	6,101,700
失効	0	9,900
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	6,091,800
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 — 百万円

3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第52期 (平成23年3月31日)		第53期 (平成24年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(単位：百万円)		(単位：百万円)	
繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)	
賞与引当金繰入超過額	886	賞与引当金繰入超過額	775
その他	255	その他	309
	<u>1,142</u>		<u>1,084</u>
繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)	
投資有価証券等評価損	60	投資有価証券等評価損	52
関係会社株式評価損	185	関係会社株式評価損	205
退職給付引当金超過額	333	退職給付引当金超過額	329
固定資産減価償却超過額	234	固定資産減価償却超過額	190
その他	99	その他	28
	<u>912</u>		<u>806</u>
繰延税金資産合計	2,054	繰延税金資産小計	1,890
		評価性引当金	<u>△61</u>
繰延税金負債(固定)		繰延税金資産合計	1,829
その他有価証券評価差額金	43		
繰延税金負債合計	43	繰延税金負債(固定)	
繰延税金資産の純額	<u>2,010</u>	その他有価証券評価差額金	22
		繰延税金負債合計	22
		繰延税金資産の純額	<u>1,807</u>
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.6%	法定実効税率	40.6%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.3%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.6%
海外子会社の留保利益の影響額等	0.5%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>36.5%</u>	海外子会社の留保利益の影響額等	2.7%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>44.0%</u>

第52期 (平成23年3月31日)	第53期 (平成24年3月31日)
	3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限り）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。 その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が170百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が174百万円、その他有価証券評価差額金額が4百万円、それぞれ増加しております。

（関連当事者情報）

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	住友信託銀行株式会社	大阪市 中央区	342,037	信託銀行 業	(被所有) 直接 98.60 (注)2	投資信託受 益証券の募 集販売	信託約款に定める 受益者に対する収 益分配金及び償還 金の支払委託に係 る代行手数料の支 払(注)1	308	未払手 数料	24

上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税が含まれております。

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上配分を合理的に決定しております。

2 議決権等の被所有割合は、自己株式（109,600 株）を控除して計算しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金 (千SGD)	事業の 内容	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management Singapore Limited	シンガポール 国	115,000	アセットマネ ジメント業	直接 100.00	—	増資の引受 (注)1	7,351

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

Nikko Asset Management Singapore Limitedの行った112,500千株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

住友信託銀行株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成22年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	9,325百万円
負債合計	1,342百万円
純資産合計	7,982百万円

営業収益	9,228百万円
税引前当期純利益	3,523百万円
当期純利益	2,729百万円

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	住友信託銀行株式会社 (注)3	大阪市 中央区	342,037	信託銀行 業	(被所有) 直接 91.34 (注)2	投資信託受 益証券の募 集販売	自己株式の取得 (注)1	8,700	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておりません。

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 当社株式14,283,400株を1株につき609.10円で取得したものであります。
- 2 議決権等の被所有割合は、自己株式（109,600株）を控除して計算しております。
- 3 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社を吸収合併し、三井住友信託銀行株式会社に変更しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有) 割合(%)	関連当事 者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高(百万 円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール 国	252,000	アセットマ ネジメント 業	直接 100.00	—	増資の引受 (注1)	8,095	—	—
							株式売買代金 相当額の引受 (注2)	8,095	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 Nikko Asset Management Singapore Limitedの行った137,000,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。なお、Nikko Asset Management Singapore Limitedは、当事業年度中にNikko Asset Management International Limited に社名を変更しております。
- 2 DBS Asset Management Ltd（現社名Nikko Asset Management Asia Limited）株式の売買代金相当額をNikko Asset Management Singapore Limited（現社名Nikko Asset Management International Limited）から当社が受領したものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成23年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	9,309百万円
負債合計	1,103百万円
純資産合計	8,206百万円

営業収益	7,961百万円
税引前当期純利益	2,868百万円
当期純利益	2,181百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

（1）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

（1）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
1株当たり純資産額	224円92銭	227円16銭
1株当たり当期純利益金額	16円22銭	13円09銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第52期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第53期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益（百万円）	3,195	2,570
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（百万円）	3,195	2,570
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,926	196,278
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 19,328,100株、平成21年度ストックオプション(2) 1,702,800株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株	平成21年度ストックオプション(1) 19,215,900株、平成21年度ストックオプション(2) 1,676,400株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1)6,091,800株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第52期 (平成23年 3 月31日)	第53期 (平成24年 3 月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	44,287	44,729
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	44,287	44,729
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	196,903	196,903

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

- 1 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第54期中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。
なお、当社の監査法人は次のとおり、交代しております。
第53期事業年度 あらた監査法人
第54期中間会計期間 有限責任 あずさ監査法人

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第54期中間会計期間
(平成24年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金		14,955
未収委託者報酬		4,974
未収収益		529
関係会社短期貸付金		63
繰延税金資産		473
その他	※ 2	1,096

流動資産合計		22,092
--------	--	--------

固定資産

有形固定資産	※ 1	208
無形固定資産		73

投資その他の資産

投資有価証券		3,794
関係会社株式		24,340
関係会社長期貸付金		313
長期差入保証金		770
繰延税金資産		779

投資その他の資産合計		29,996
------------	--	--------

固定資産合計		30,279
--------	--	--------

資産合計		52,371
------	--	--------

(単位：百万円)

		第54期中間会計期間 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金		2,741
未払費用		2,622
未払法人税等		124
未払消費税等	※ 3	112
賞与引当金		810
役員賞与引当金		105
その他		291
流動負債合計		6,807
固定負債		
退職給付引当金		952
その他		55
固定負債合計		1,007
負債合計		7,814
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		22,055
利益剰余金合計		22,055
自己株式		△68
株主資本合計		44,571
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△14
評価・換算差額等合計		△14
純資産合計		44,556
負債純資産合計		52,371

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第54期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)		
営業収益		
委託者報酬		24,943
その他営業収益		928
営業収益合計		25,872
営業費用及び一般管理費	※ 1	24,332
営業利益		1,540
営業外収益	※ 2	577
営業外費用	※ 3	70
経常利益		2,047
特別損失	※ 4	1
税引前中間純利益		2,046
法人税、住民税及び事業税		106
法人税等調整額		586
中間純利益		1,352

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	第54期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	17,363
当中間期末残高	17,363
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	5,220
当中間期末残高	5,220
資本剰余金合計	
当期首残高	5,220
当中間期末残高	5,220
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	22,172
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,468
中間純利益	1,352
当中間期変動額合計	△116
当中間期末残高	22,055
利益剰余金合計	
当期首残高	22,172
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,468
中間純利益	1,352
当中間期変動額合計	△116
当中間期末残高	22,055

(単位：百万円)

	第54期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
自己株式	
当期首残高	△68
当中間期末残高	△68
株主資本合計	
当期首残高	44,687
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,468
中間純利益	1,352
当中間期変動額合計	△116
当中間期末残高	44,571
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	42
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△56
当中間期変動額合計	△56
当中間期末残高	△14
評価・換算差額等合計	
当期首残高	42
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△56
当中間期変動額合計	△56
当中間期末残高	△14
純資産合計	
当期首残高	44,729
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,468
中間純利益	1,352
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△56
当中間期変動額合計	△172
当中間期末残高	44,556

会計方針の変更等

第54期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

重要な会計方針

項目	第54期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第54期中間会計期間 (平成24年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	1,625百万円
※2 信託資産	
その他流動資産のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	
※3 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	
※4 保証債務	
当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務91百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務37百万円に対して保証を行っております。	

（中間損益計算書関係）

第54期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	44百万円
無形固定資産	12百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	4百万円
受取配当金	570百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	9百万円
時効成立後支払分配金・償還金	1百万円
支払源泉所得税	55百万円
※4 特別損失のうち主要なもの	
固定資産処分損	1百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第54期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	109,600	—	—	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (百万円)
		当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間末	
平成21年度 ストックオプション（1）	普通株式	19,215,900	—	2,237,400	16,978,500	—
平成21年度 ストックオプション（2）	普通株式	1,676,400	—	49,500	1,626,900	—
平成22年度 ストックオプション（1）	普通株式	2,310,000	—	—	2,310,000	—
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	—	—	2,955,200	—
平成23年度 ストックオプション（1）	普通株式	6,091,800	—	158,400	5,933,400	—
合計		32,249,300	—	2,445,300	29,804,000	—

(注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

2 平成21年度ストックオプション(1)9,837,300株、平成21年度ストックオプション(2)871,200株、平成22年度ストックオプション(1)1,155,000株及び第1回新株予約権2,955,200株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年5月28日 取締役会	普通株式	1,468	7.46	平成24年3月31日	平成24年6月19日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

第54期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	740百万円
1年超	1,178百万円
合計	1,918百万円

(金融商品関係)

第54期中間会計期間(平成24年9月30日)

1 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日（当中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2をご参照ください。）。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	14,955	14,955	—
(2) 未収委託者報酬	4,974	4,974	—
(3) 未収収益	529	529	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	3,646	3,646	—
(5) 関係会社株式 関連会社株式	1,404	1,523	119
(6) 未払金	(2,741)	(2,741)	—
(7) 未払費用	(2,622)	(2,622)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、株式は市場価格、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（中間貸借対照表計上額20,042百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

（有価証券関係）

第54期中間会計期間(平成24年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
関連会社株式	1,404	1,523	119
合 計	1,404	1,523	119

(注) 子会社株式（中間貸借対照表計上額20,042百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	中間貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	29	7	22
	そ の 他	1,670	1,505	165
	小 計	1,700	1,512	187
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,946	2,157	△211
	小 計	1,946	2,157	△211
合 計		3,646	3,670	△23

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（持分法損益等）

第54期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	4,297百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	6,089百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	323百万円

（ストックオプション等関係）

第54期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第54期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第54期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

（1）営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無い場合、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無い場合、記載しておりません。

（１株当たり情報）

項目	第54期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
１株当たり純資産額	226円28銭
１株当たり中間純利益金額	6円86銭

(注) １ 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２ １株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
１株当たり中間純利益金額	
中間純利益（百万円）	1,352
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る中間純利益（百万円）	1,352
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額の算定に含まなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション（１）16,978,500株、平成21年度ストックオプション（２）1,626,900株、平成22年度ストックオプション（１）2,310,000株、第１回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション（１）5,933,400株

３ １株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第54期中間会計期間 (平成24年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	44,556
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円）	44,556
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株）	196,903

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名 称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成24年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】**(1) 受託会社**

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】**(1) 受託会社**

三井住友信託銀行株式会社は、日興アセットマネジメント株式会社の発行済株式総数の91.29%を保有しております。（平成24年9月末現在）

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
 - ① 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
 - ② ファンドの基本的性格など
 - ③ 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
 - ④ 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - ⑤ 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - ② 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
 - ③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
 - ④ 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - ⑤ 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - ⑥ 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
 - ⑦ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - ⑧ 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - ⑨ 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - ⑩ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - ⑪ 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
 - ⑫ 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (8) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
 - ② 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - ③ 分配金は、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる旨。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合がある旨。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある旨の記載。

独立監査人の監査報告書

平成25年3月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）の平成24年8月4日から平成25年2月4日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）の平成25年2月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年3月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）の平成24年8月4日から平成25年2月4日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（インドルピーコース）の平成25年2月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年3月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）の平成24年8月4日から平成25年2月4日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（中国元コース）の平成25年2月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年3月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和 田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）の平成24年8月4日から平成25年2月4日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アッシュモア新興国財産3分法ファンド毎月分配型（ネクストBRICS通貨コース）の平成25年2月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 佐々木 貴 司

業務執行社員

指定社員

公認会計士 辻 村 和 之

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月7日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽太典明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋宗勝彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。